

第50回
衆議院小選挙区選出議員選挙

候補者届出政党

のしおり

候補者

三重県選挙管理委員会

目 次

第 1 総括

1	選挙の日程	1
2	候補者となるための資格	3
3	投票、開票及び選挙会	4
4	選挙長及びその職務を代理する者の氏名	4
5	選挙に関する届出	4

第 2 立候補届出手続

1	立候補届出に必要な書類	14
	政党届出の場合 	14
	本人届出又は推薦届出の場合 	17
2	立候補届出の受付方法	20
3	立候補届出時に交付される物件等	21

第 3 選挙運動

1	選挙運動の意義	24
2	選挙運動のできる期間	25
3	選挙運動のできる者の制限	25
4	小選挙区選挙で認められる主な選挙運動の手段	26
5	選挙運動に係る制限	39
6	衆議院議員選挙における「わたる」規定	44
7	小選挙区選挙における選挙公営	46

第 4 選挙運動に関する収入及び支出

1	出納責任者	50
2	選挙運動に関する収入	50
3	選挙運動に関する支出	52
4	実費弁償及び報酬の支給に係る制限	55
5	選挙運動費用収支報告書	57
6	選挙公営に係る収入・支出の記載一覧	60

7	寄附金に係る課税上の優遇措置	60
 第5 選挙犯罪と連座制		
1	選挙犯罪	62
2	候補者自身の違反行為による当選無効	62
3	連座制	63
 各種届出書等の記載例		
		65

凡 例

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規則	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
事務執行規程	公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）
郵便規則	公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）
政見放送等実施規程	政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）
運輸省告示	公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成6年運輸省告示第819号）
県委員会	三重県選挙管理委員会
市町委員会	市町の選挙管理委員会

第1 総 括

1 選挙の日程

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る日程は次のとおりです。

月 日	曜	事 項	摘 要
公示日 4 日前	金	立候補届出書類等事前審査	
公示日 3 日前	土	立候補届出書類等事前審査	
公示日 2 日前	日	立候補届出書類等事前審査	
公示日 1 日前	月	立候補届出書類等事前審査 選挙人名簿の登録（選挙時登録）	
公示日	火	選挙期日の公示 候補者・候補者届出政党共通 ア 立候補届の受付 イ 候補者・候補者届出政党交付物件の交付 ウ 選挙事務所設置届の受付開始 エ 出納責任者選任届の受付開始 オ 開票立会人・選挙立会人となるべき者の届出開始 カ 公営施設使用の個人演説会及び政党演説会の開催申出の受付開始 キ 選挙運動用ビラの届出の受付開始 ク 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示開始 候補者のみ ケ 選挙公報掲載申請の受付 コ 報酬の支給を受けることができる者の届出書の受付開始 サ 公費負担適用の届出の受付開始 ① 選挙運動用自動車の使用 ② 選挙運動用通常葉書の作成 ③ 選挙運動用ビラの作成 ④ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 ⑤ 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成 ⑥ 選挙運動用ポスターの作成 ⑦ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成 シ 経歴放送申込みの受付 候補者届出政党のみ ス 政見放送申込みの受付 セ 公費負担適用の届出の受付開始 ⑧ 政見放送用の録音・録画	午前8時30分から立候補届の受付順序を定めるくじを行い、くじの結果に基づき受付を開始します。 (受付方法は20頁参照) なお、立候補届の受付及び選挙公報掲載申請、候補者届出政党の政見放送の申込みは、本日午後5時をもって締め切ります。 また、政見放送等の日時を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじの執行を、本日午後6時20分から行います。 ※ 投票記載所等の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ 投票記載所等の氏名等の掲示の掲載順序は市町ごとにくじで定められますが、そのくじは市町委員会が定める日時に行われます。

月 日	曜	事 項	摘 要
公示日 1 日後	水		
公示日 2 日後	木	公営施設使用の個人演説会・政党演説会開始	公営施設を使用して個人演説会・政党演説会を開催しようとするときは、開催すべき日前 2 日までに申し込んでください。
～			
選挙期日 3 日前	木	開票立会人・選挙立会人となるべき者の届出期限 (補充立候補の届出期限)	開票立会人・選挙立会人となるべき者の届出の受付は、本日午後 5 時をもって締め切ります。 なお、届出先は、開票立会人が市町委員会に、選挙立会人が選挙長になりますが、その届出が 11 人以上あるとき又は同一政党に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときは、市町委員会又は選挙長が定める日時にくじを行い、そのくじによって開票立会人又は選挙立会人を決定します。 公示日に届出のあった候補者が 2 人以上ある場合で、その日後候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、本日の午後 5 時まで補充立候補の届出の受付を行います。
選挙期日 2 日前	金		
選挙期日 1 日前	土	選挙運動最終日	
選挙期日	日	選挙期日 投票 開票	投票時間は、原則として午前 7 時から午後 8 時までです（一部繰上開始・閉鎖有り）。 開票は、即日開票の予定です。
～			
選挙期日 3 日後	水	選挙会 当選人の告示 当選証書の附与	
～			
選挙期日 15 日後	月	選挙運動費用収支報告書の提出期限 (第 1 回分)	選挙運動費用に係る収入及び支出の報告を、本日午後 5 時までに行わなければなりません。
～			
選挙期日 30 日後	火	選挙の効力に関する訴訟提起期限	

月 日	曜	事 項	摘 要
～			
選挙期日 33 日後	金	当選の効力に関する訴訟提起期限	選挙の効力及び当選の効力が確定した後、立候補届に添付した供託書の返還を請求できます(選挙の効力又は当選の効力に関して訴訟の提起があった場合、訴訟確定後になります)。ただし、得票が法に定められた没収点に達しない場合は、返還の請求はできません。
		供託書の返還	

2 候補者となるための資格

(1) 被選挙権

候補者となるためには、日本国民で、年齢満 25 年以上の者であることが要件となります(法 10①)。

(2) 欠格事項

上記(1)に掲げる要件を満たす者であっても、次の事項に該当する場合は、候補者となることはできません。(法 86 の 8①)

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者(法 11①Ⅱ)

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)(法 11①Ⅲ)

ウ 公職にある間に犯した収賄の罪又は公職者あつせん利得の罪により刑に処せられその執行を終わった者で、その執行を終わってから 5 年を経過しないもの(その執行の免除を受けた者で、その執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないものを含む。)又はその刑の執行猶予中の者(法 11①Ⅳ)

エ 選挙等に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者並びに法第 252 条の規定により被選挙権停止中の者(法 11①Ⅴ・②)

オ 公職にある間に犯した収賄の罪又は公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、その執行を終わってから 5 年を経過した者(その執行の免除を受けてから 5 年を経過した者を含む。)で、法第 11 条の 2 の規定により被選挙権停止中の者

カ 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 28 条の規定により被選挙権停止中の者

(3) 連座制の適用

連座制の適用により、5 年間の立候補制限が科せられている者は、候補者となることができません(法 86 の 8②、251 の 2、251 の 3)。

(4) 重複立候補等の禁止

ア 衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者となった者は、同時に他の選挙の候補者となることはできません(法 87①)。

ただし、候補者届出政党は、小選挙区選出議員選挙の候補者として届け出た者を、同時に行われる比例代表選出議員選挙の東海選挙区における衆議院名簿登載者として届け出すことができます（法 86 の 2④）。

イ 衆議院小選挙区選出議員選挙において、一の政党その他の政治団体の届出に係る候補者は、同時に、他の政党その他の政治団体の届出に係る候補者であることができません（法 87②）。

ウ 衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党は、重ねて候補者の届出をすることができません（法 87③）。

(5) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長等は、在職中その関係区域内で候補者となることができません（法 88）。

イ 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。

もし、これらの者が立候補すると、立候補の届出の日にその公務員を辞したものとみなされます（法 89、90）。

3 投票、開票及び選挙会

投票は、選挙期日の午前 7 時から開始され、投票の終了時刻は、原則として午後 8 時となります。ただし、一部の投票所では、投票の開始時刻及び投票の終了時刻が繰り上げられます（法 40①）。

開票は、投票所からの投票箱の送致を受けて、県内 29 市町ごとの開票所において即日開票され、その開始時刻は、市町委員会において定められます。

選挙会とは、候補者の被選挙資格の有無の認定と開票結果の確認を行って当選人を決定する手続であり、選挙期日の 3 日後に開催します。

4 選挙長及びその職務を代理する者の氏名

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理する者の氏名は、次のとおりです。

選 挙 区	選 挙 長	選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理する者
第 1 区	中 西 正 洋	濱 口 麻裕子
第 2 区	富 永 健	浅 野 覚
第 3 区	野 田 恵 子	三 浪 純 子
第 4 区	田 中 利 佳	倉 口 弘 明

5 選挙に関する届出

(1) 届出等の時間

選挙に関し、選挙管理委員会又は選挙長等に対する全ての届出、請求、申出、その他の行

為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければなりません（法 270①）。

諸届出等は、締切日（期限）より早めに提出してください。

(2) 届出書等の提出場所

選挙長又は県委員会に対する候補者届出書その他の届出書類等の提出場所は、次のとおりです。

公示日における提出場所	左記以外の日の提出場所
津市北河路町 19 番地 1 津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング・みえ 展示場 C	津市広明町 13 番地 三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室

(3) 諸届出等一覧

選挙に関し、選挙管理委員会又は選挙長等に対する届出、請求、申出等は、次頁のとおりです。

届出等の種類 ● 共通 ■ 候補者のみ ▲ 候補者届出政党のみ	届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
1 立候補届出 (●)	選挙長	公示日 午後 5 時まで	政党その他の政治団体の届出の場合 ア 候補者届出書（政党届出） 【添付書類】 - イ 政党等の綱領、党則、規約 - ウ 候補者届出要件該当確認書 （一号要件文書の場合は、添付書類として承諾書と宣誓書を含む。） - エ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書 - オ 候補者となることの同意書 - カ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 - キ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 - ク 供託証明書（300 万円） - ケ 候補者の戸籍の謄本又は抄本 ○ 通称使用の認定を受けるとき - コ 通称認定申請書及び候補者の承諾書等 本人届出又は推薦届出の場合 ア 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出） 【添付書類】 - イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 - ウ 団体所属に関する文書（※） - エ 団体所属証明書（※） ※無所属の場合は不要 - オ 供託証明書（300 万円） - カ 戸籍の謄本又は抄本 ○ 通称使用の認定を受けるとき - キ 通称認定申請書 【推薦届出の場合の上記以外の添付書類】 - ク 候補者推薦届出承諾書 - ケ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書

届出等の種類 ●共通 ■候補者のみ ▲候補者届出政党のみ	届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
(補充立候補届出)	選挙長	選挙期日の 3 日前 午後5時まで	1 立候補届出と同じ
2 選挙事務所設置 (異 動) 届出 (●)	県委員会及び 設置した市町 委員会 異動の場合、県 委員会及び異 動前後の市町 委員会	設置 (異動) 後 直ちに	選挙事務所設置 (異動) 届出書 ○ <u>推薦届出者が設置したとき</u> 候補者の承諾書 【推薦届出者が数人のときの添付書籍】 代表者証明書
3 出納責任者選任 (異 動) 届出 (●)	県委員会	選任 (異動) 後 直ちに	出納責任者選任 (異動) 届出書 ○ <u>候補者届出政党又は推薦届出者が選任 したとき</u> 候補者の承諾書 【推薦届出者が数人のときの添付書籍】 代表者証明書
4 報酬の支給を受ける ことができる者の届 出 (■)	県委員会	その者を使用 する以前	報酬の支給を受けることができる者の届出 書 ⑩ 選挙運動のために使用する事務員、 専ら選挙運動のために使用される自 動車又は船舶の上における選挙運動 のために使用する者、専ら手話通訳の ために使用する者及び専ら要約筆記 のために使用する者に限ります。 ⑪ 出納責任者に報酬を支給すること はできません。
5 政見放送の申込み (▲) ⑩ 電子データに より申し込める場 合もありますの で、「政見放送・経 歴放送の実施につ いて」をご確認く ださい。	〈テレビ〉 NHK津放送局 三重テレビ放送 〈ラジオ〉 NHK津放送局 CBCラジオ	公示日 午後5時まで	政見放送申込書 【代理人が申込みをするときの添付書類】 代理人証明書 【公示前に申込みをするときの添付書類】 供託証明書の写、確約書

届出等の種類 ●共通 ■候補者のみ ▲候補者届出政党のみ	届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
6 経歴書の提出 (■) ② 電子データにより申し込める場合がありますので、「政見放送・経歴放送の実施について」をご確認ください。	NHK津放送局	公示日 午後5時まで	候補者経歴書及び顔写真
7 選挙公報掲載申請 (■)	県委員会	公示日 午後5時まで	選挙公報掲載申請書 【添付書類】 ア 選挙公報掲載文原稿又は選挙公報掲載文を記録した電子データ イ 候補者の写真又は候補者の写真を記録した電子データ ウ 音声読み上げ対応用電子データ (任意提出) エ アのゲラ刷り (電子データの場合) オ イのゲラ刷り (電子データの場合)
8 候補者届出政党用交付物件の申請 (▲)	県委員会	公示日 午後5時まで	候補者届出政党用物件交付申請書 ② 政党届出候補者数の確認がされてから一括して交付します。
9 公営施設使用個人演説会又は政党演説会開催の申出 (●)	開催地の市町委員会	開催しようとする日の2日前の午後5時まで	個人演説会開催申出書 又は 政党演説会開催申出書
10 新聞広告の掲載の申出 (●)	広告をしようとする新聞社	掲載できるのは選挙期日の前日まで	新聞広告掲載証明書 ② 投票当日の新聞に掲載することはできません。
11 選挙運動用ビラの届出 (■)	県委員会	ビラを頒布しようとするとき 選挙期日の前日まで	選挙運動用ビラの届出書 【添付書類】 ビラの見本

届出等の種類 ●共通 ■候補者のみ ▲候補者届出政党のみ		届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
12 選挙運動用通常葉書の交付（政党は販売）の請求（●） ※ 私製葉書への選挙用の表示の請求		葉書の交付（政党は販売）又は選挙用の表示を受ける日本郵便株式会社の郵便局（津中央郵便局）	葉書は選挙期日の前日までに届くように	候補者用通常葉書使用証明書 又は 候補者届出政党用通常葉書使用証明書
13 選挙運動用通常葉書の差出（●）		郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の郵便局	同上	○候補者のとき 選挙運動用通常葉書差出票 ○候補者届出政党のとき 不要 ④ 通常葉書 500 枚ごとに 1 枚の差出票を添える必要があります。なお、投票日に届くように通常葉書を差出すことはできません。
14 開票立会人の届出（●） ④ 政党届出の場合は候補者届出政党が届け出てください。		市町委員会	選挙期日の 3 日前 午後 5 時まで	開票立会人となるべき者の届出書 【添付書類】 開票立会人となるべき者の承諾書
15 選挙立会人の届出（●） ④ 政党届出の場合は候補者届出政党が届け出てください。		選挙長	選挙期日の 3 日前 午後 5 時まで	選挙立会人となるべき者の届出書 【添付書類】 選挙立会人となるべき者の承諾書
選挙公営の適用	16 選挙運動用自動車使用の届出（■）	県委員会	有償契約締結後直ちに ④ 立候補の届出前に当該契約を締結した場合は立候補の届出後直ちに	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【添付書類】 契約書の写し ○自動車燃料の使用を別にしたとき 自動車燃料代確認申請書
	17 選挙運動用通常葉書作成の届出（■）	県委員会	同上	通常葉書作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し 通常葉書作成枚数確認申請書

届出等の種類 ●共通 ■候補者のみ ▲候補者届出政党のみ	届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
選挙公営の適用	18 選挙運動用ビラ作成の届出 (■)	県委員会 有償契約締結後直ちに ② 立候補の届出前に当該契約を締結した場合は立候補の届出後直ちに	ビラ作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し ビラ作成枚数確認申請書
	19 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の届出 (■)	同上	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し 選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書
	20 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の届出 (■)	同上	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し 自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書
	21 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の届出 (■)	同上	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し 個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書
	22 ポスターの作成の届出 (■)	同上	ポスター作成契約届出書 【添付書類】 契約書の写し ポスター作成枚数確認申請書
	23 政見放送用の録音・録画の届出 (▲)	同上	政見放送用の録音・録画の契約届出書 【添付書類】 契約書の写し

届出等の種類 ●共通 ■候補者のみ ▲候補者届出政党のみ	届出等の先	期 限	届出等に必要な書類等
24 選挙運動費用収支報告書の提出 (■)	県委員会	選挙期日の15日後 午後5時まで ⑨ 上記精算届出後のものについては収支のあった日から7日以内	選挙運動費用収支報告書 【添付書類】 領収書その他の支出を証すべき書面の写し ○領収書を徴し難い事情のあるとき 領収書を徴し難い事情のあった支出の明細書 又は 振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し ⑨ 振込明細書に支出目的が記載されている場合には支出目的書の提出は不要

(4) 諸届出等の名義人欄

届出書類等の真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていたところですが、令和2年の公職選挙法施行規則の改正及び令和3年の公職選挙事務執行規程の改正などにより、その義務付けが廃止され、様式から押印欄が削除されました。

これにより、従来からの記名押印に加え、署名及び本人確認書類の提示等をした上で記名のみによる届出等もできるようになりました。詳細は、「立候補届出関係諸用紙 見本」、「公費負担の手引」及び「政見放送・経歴放送の実施について」などを御確認ください。

(5) 届出文書の事前審査

立候補の届出の際、届出文書に不備がありますと届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障を生ずることになります。そこで、県選挙管理委員会室において、10月11日（金）以降随時、届出文書の事前審査を行いますので、必ず届出日前日までに事前審査を済ませてください。

なお、事前審査に必要な書類は次のとおりです。

政党届出の場合

(政党)

① 立候補関係

- 1) 候補者届出書（政党届出）
- 2) 政党の綱領、党則、規約等
- 3) 候補者届出要件該当確認書（一号要件文書の場合は、添付書類として承諾書及び宣誓書を含む）
- 4) 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
- 5) 候補者となることの同意書
- 6) 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

- 7) 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
- 8) 供託証明書
- 9) 候補者の戸籍の謄本又は抄本
- 10) 候補者の住民票の写し（確認のため御持参ください。）
- 11) 通称認定申請書及び候補者の承諾書（通称使用の認定を受けようとするとき）

② 関連の諸届

- 1) 選挙事務所設置届出書（政党用）
- 2) 出納責任者選任届出書及び候補者の承諾書（候補者が選任する場合は不要）
- 3) 候補者届出政党用交付物件申請書

③ 選挙公営関係届出

- 1) 政見放送用の録音・録画の契約届出書及び契約書の写し

（候補者）

① 関連の諸届

- 1) 選挙事務所設置届出書（候補者用）
- 2) 出納責任者選任届出書（政党が選任する場合は不要）
- 3) 報酬の支給を受けることができる者の届出書
- 4) 選挙運動用ビラの届出書及びビラの見本
- 5) 選挙運動用ポスターの見本（原寸大）（確認のため御持参ください。）
- 6) ア 選挙公報掲載申請書
 - イ 選挙公報掲載文原稿又は選挙公報掲載文を記録した電子データ
 - ウ 候補者の写真又は候補者の写真を記録した電子データ
 - エ 音声読み上げ対応用電子データ（任意提出）
 - オ イ、ウが電子データの場合は、そのゲラ刷り

② 公費負担関係届出

- 1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書及び契約書の写し
自動車燃料代確認申請書（自動車燃料の使用を別にしたとき。）
- 2) 通常葉書作成契約届出書及び契約書の写し
通常葉書作成枚数確認申請書
- 3) ビラ作成契約届出書及び契約書の写し
ビラ作成枚数確認申請書
- 4) 選挙事務所用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書
- 5) 自動車等取付用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書
- 6) 個人演説会場用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書
- 7) ポスター作成契約届出書及び契約書の写し
ポスター作成枚数確認申請書

本人届出又は推薦届出の場合

① 立候補関係

- 1) 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）
- 2) 候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- 3) 団体所属に関する文書（無所属の場合は不要）
- 4) 団体所属証明書（無所属の場合は不要）
- 5) 供託証明書
- 6) 戸籍の謄本又は抄本
- 7) 住民票の写し（確認のため御持参ください。）
- 8) 通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとするとき）
- 9) 候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ）
- 10) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ）

② 関連の諸届

- 1) 選挙事務所設置届出書（候補者用）（推薦届出の場合、候補者の承諾書、必要に応じて代表者証明書を添付。）
- 2) 出納責任者選任届出書（推薦届出の場合、候補者の承諾書、代表者証明書を添付。）
- 3) 報酬の支給を受けることができる者の届出書
- 4) 選挙運動用ビラの届出書及びビラの見本
- 5) 選挙運動用ポスターの見本（原寸大）（確認のため御持参ください。）
- 6) ア 選挙公報掲載申請書
イ 選挙公報掲載文原稿又は選挙公報掲載文を記録した電子データ
ウ 候補者の写真又は候補者の写真を記録した電子データ
エ 音声読み上げ対応用電子データ（任意提出）
オ イ、ウが電子データの場合は、そのゲラ刷り

③ 公費負担関係届出

- 1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書及び契約書の写し
自動車燃料代確認申請書（自動車燃料の使用を別にしたとき。）
- 2) 通常葉書作成契約届出書及び契約書の写し
通常葉書作成枚数確認申請書
- 3) ビラ作成契約届出書及び契約書の写し
ビラ作成枚数確認申請書
- 4) 選挙事務所用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書
- 5) 自動車等取付用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書
- 6) 個人演説会場用立札・看板作成契約届出書及び契約書の写し
個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書
- 7) ポスター作成契約届出書及び契約書の写し
ポスター作成枚数確認申請書

※ 候補者届出書の事前審査に当たり、住民票の写しを御持参いただきますよう御協力をお願いします。

第2 立候補届出手続

1 立候補届出に必要な書類

立候補届出の方法には、政党その他の政治団体による届出（以下「政党届出」という。）と本人届出又は推薦届出による方法があります。

その記載例は、政党届出については66頁～76頁に、本人届出又は推薦届出については77頁～79頁にありますが、特に注意すべき点は次のとおりです。

政党届出の場合

ア 候補者届出書（政党届出）

〈政党その他の政治団体に関する事項〉

①「名称」欄

略記せず正しく記入してください。

②「本部の所在地」欄

略記せず都道府県名から番地まで正しく記入してください。

③「代表者の氏名」欄

政党の代表者名義であって、都道府県単位の支部長名義を記入しないでください。

④「一のウェブサイト等のアドレス」欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを1つだけ記載することができます。届出のあったアドレスについては、報道機関等に情報提供します。

記載に当たっては、アルファベットの大文字、小文字の別等に注意してください。

なお、「インターネットを用いた選挙運動」については、後述します。

〈候補者に関する事項〉

①「氏名」欄

戸籍に記載された氏名を明瞭に記載し、ふりがなを忘れないようにしてください。

ただし、「濱→浜」、「澤→沢」など戸籍に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる漢字又は人名用漢字（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）別表第二）に掲げる字体に対応するものがあれば、これらの表に相当する字体に直して記載することは差し支えありません。なお、誤字又は俗字を正字に直す場合、変体がなをひらがなに直す場合等も同様に差し支えありません。

なお、通称認定申請書を提出する場合でも、この「候補者氏名」欄には戸籍に記載された氏名を記載します。

②「本籍」及び「住所」欄

「住所」欄は、略記せず都道府県名から番地まで正しく記入してください。

届出受理後に住所地の市町村長に対し立候補された旨の通知をすることになっており、もし記載に誤りがあると、訂正届を提出していただく場合がありますので、御注意ください。

なお、「本籍」欄は、戸籍の謄（抄）本の記載と、本人届出の場合の住所は供託証明書の記載と一致しなければなりません。

③ 「生年月日」欄

生年月日は、戸籍の謄（抄）本に記載されたものを、満年齢は選挙期日（投票日）現在の年齢を正確に計算して記入してください。

④ 「職業」欄

現に就いている職業をなるべく詳細に記入してください。

また、衆議院議員と兼ねることができない職にある者については、その職名を記入してください。

⑤ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄

政党その他の政治団体と同様に、候補者の選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを1つだけ記載することができます。

なお、届出のあったアドレスについては、県委員会のホームページに掲載するとともに、報道機関等に情報提供します。

⑥ 「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄

候補者が重複立候補者又は重複立候補者としようとする者である場合には「**該当**」と記入してください。

⑦ 添付書類

直近において行われた衆議院議員の総選挙の期日後に名称保護に関する届出をした政党その他の政治団体（当該届出の撤回の旨の届出をしておらず、かつ届出事項に異動があったものにあつてはその異動に係る事項の届出をしたものに限る。）が、添付書類一又は二（得票総数に係る候補者届出要件該当確認書）の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければなりません。

なお、次に準じて記載してください。

「公職選挙法第 86 条第 5 項ただし書の規定により、添付書類一（及び二）を省略。」

⑧ 訂正

訂正が必要になる場合に備え、届出の際は、必ず以下のいずれかにより対応できるようにしてください。

- 1) 候補者届出書に押印した政党その他の政治団体の代表者の印を押印する
- 2) 候補者届出書に記載した政党その他の政治団体の代表者が署名する
- 3) 代理人の署名又は押印をし、訂正に係る委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う

イ 政党の綱領、党則、規約等

ウ 候補者届出要件該当確認書

① 法第 86 条第 1 項第 1 号要件該当の場合

1) 候補者届出要件該当確認書

5 名以上の所属の国会議員の氏名、選挙区、選挙執行年月日等を記載するものです。

2) 承諾書

1)に所属国会議員として記載されることを承諾する文書です。

3) 宣誓書

他の候補者届出政党若しくは名簿届出政党等又は候補者選定手続の届出若しくは名称届出をした政党等で、候補者又は名簿の届出をしていない政党等に所属している国会議員を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを代表者が誓う文書です。虚偽の宣誓をすると処罰されます。

② 法第 86 条第 1 項第 2 号要件該当の場合

1) 候補者届出要件該当確認書

直近において行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選挙若しくは選挙区選挙のいずれか一つの選挙について当該政党等の所属候補者として立候補した者の氏名、選挙区、得票数を記載する文書です。

エ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書

同一政党等が一の選挙区において重ねて候補者を届け出していない旨を代表者が誓う文書です。虚偽の宣誓をすると処罰されます。

オ 候補者となることの同意書

政党届出による候補者となることに本人が同意していることを証する文書です。

カ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

政党届出に係る候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること、他の政党による届出候補者となっていないこと及び他の選挙（当該政党の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿登載者となっている場合を除く。）に立候補していないこと並びに連座制の適用により当該選挙区での立候補制限が科せられていないことを誓う文書です。虚偽の宣誓をすると処罰されます。

キ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

候補者となるべき者を選定した機関、当該選定機関の構成員の選出方法及び候補者となるべき者をどのような手続で選定したかを記載するとともに、当該選定の手続が適正に行われた旨を当該選定機関の代表者が誓う文書です。代表者が虚偽の宣誓をすると処罰されます。

ク 供託証明書

① 供託金額は 300 万円で、現金又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。

② 供託を行うべきものは、候補者の届出をしようとするもの、すなわち、政党届出の場合は、当該政党その他の政治団体です。

なお、法人等が供託を行う場合は、供託規則に特別の定めがありますので、詳細は、供託しようとする法務局又は指定供託所で確認をしてください。

- ③ 供託証明書は、供託した法務局又は指定供託所で交付されます。

なお、法務局が供託金を払い込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと供託の効力は生じません。

- ④ 政党届出の場合の供託書の記載方法

- 1) 「法令条項」欄には、「**公職選挙法第92条第1項**」と記載してください。
- 2) 「供託者の住所氏名」欄には、候補者届出政党の名称、本部の所在地及び本部の代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人による供託の場合には、代理人の住所及び氏名を記載してください。（なお、代理人による供託の場合には、本部の代表者が発行した代理人の権限を証する書面が必要です。）
- 3) 「被供託者の住所氏名」欄には、「国」と記載してください。
- 4) 「供託の原因たる事実」欄には、届出をしようとする候補者の氏名（戸籍上の本名に限る。）が記載されなければなりません。

なお、次に準じて記載してください。

「供託者は、令和6年10月27日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、三重県第〇区の選挙長に対し、〇〇〇〇（候補者氏名）を候補者として届出するために供託する。」

- 5) 「備考」欄には、「**官庁の名称 衆議院小選挙区選出議員選挙三重県第〇区選挙長**」と記載してください。

ケ 候補者の戸籍の謄本又は抄本

なるべく最近のものを提出してください。

コ 通称認定申請書及び候補者の承諾書（通称使用の認定を受けようとするとき。）

- ① 候補者届出政党は、立候補の届出の告示、新聞広告、政見放送、経歴放送、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示などに、その届出に係る候補者の戸籍に記載された氏名（本名）に代えて通称を使用したい場合には、立候補の届出と同時に通称認定申請書及び候補者の承諾書を提出して、選挙長の認定を受ける必要があります。

通称認定申請書は、立候補の届出と同時に提出しないと受理されませんので、注意してください（令88⑧）。

- ② 申請に際しては、選挙長に対し、原則としてその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証明する資料（葉書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。
- ③ なお、本名を通常の読みに従ってひらがな又はカタカナ書きとする場合、また、本名が常用漢字にない文字であるためその読みに従って常用漢字に当てて記載する場合は、通称認定申請書の提出は必要となりますが、資料の提示は原則として必要ありません。

本人届出又は推薦届出の場合

ア 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）

記載上の注意については政党届出の場合と大差ありません（14頁参照）が、候補者が政党その他の政治団体に所属する場合には、団体所属に関する文書及び団体所属証明書を添付し

てください。

なお、訂正が必要になる場合に備え、届出の際は、必ず以下のいずれかにより対応できるようにしてください。

- ① 候補者届出書に押印した候補者の印（推薦届出の場合は、推薦届出者（数人あるときは、その全員）の印）を押印する
- ② 候補者届出書に記載した候補者（推薦届出の場合は、推薦届出者（数人あるときは、その全員）が署名する
- ③ 代理人の署名又は押印をし、訂正に係る委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う

イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと並びに連座の適用により当該選挙区での立候補制限が科せられていないことを誓う旨の文書です。虚偽の宣誓をすると処罰されます。

ウ 団体所属に関する文書

政党その他の政治団体に所属する者であることを誓う文書です。政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合にだけ必要であり、無所属として立候補する場合は必要ありません。

エ 団体所属証明書

候補者が政党その他の政治団体に所属する者であることを当該団体の代表者が証明する文書です。提出が必要な場合はウと同じです。

オ 供託証明書

- ① 供託金額は300万円で、現金又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。
- ② 供託を行うべきものは、候補者の届出をしようとするもの、すなわち、本人届出の場合は候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は推薦届出者の名義でなければなりません。
- ③ 供託証明書は、供託した法務局又は指定供託所で交付されます。

なお、法務局が供託金を払い込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと供託の効力は生じません。

④ 供託書の記載方法

政党届出の説明（16頁）を参照してください。ただし、次の点に御注意ください。

- 1) 本人届出の場合の「供託者の住所氏名」欄には、候補者の本人の住所、氏名（戸籍に記載された氏名に限る。）を記載してください。

また、「供託の原因たる事実」欄には、次に準じて記載してください。

「供託者は、令和6年10月27日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、三重県第〇区の選挙長に対し、立候補の届出をするために供託する。」

- 2) 推薦届出の場合の「供託者の住所氏名」欄には、推薦届出者の住所、氏名を記載してください。

「供託の原因たる事実」欄には、推薦届出をしようとする候補者の氏名（戸籍に記載された氏名に限る。）が記載されなければなりません。

なお、次に準じて記載してください。

「供託者は、令和6年10月27日に執行される予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、三重県第〇区の選挙長に対し、〇〇〇〇（候補者氏名）を候補者として推薦の届出をするために供託する。」

- カ 候補者の戸籍の謄本又は抄本

なるべく最近のものを提出してください。

- キ 通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとするとき。）

政党届出の説明（17 頁）を参照してください。

なお、通称使用の認定申請は、推薦届出の場合であっても候補者が行うことになります。

推薦届出の場合には、アからカまでの書類に加えて、ク「候補者推薦届出承諾書」及びケ「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（立候補する選挙区内の市町の選挙人名簿に登録されている旨の当該市町委員会の発行する証明書）」が必要となります。

2 立候補届出の受付方法

(1) 受付順序の決定

立候補届出の受付は、公示日の午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は、次の方法により決定します。

① 午前8時30分までに立候補届出の受付場所に到着した届出者の受付順序

ア 立候補届出の受付場所に到着した順に交付する到着番号札の番号順に、立候補届出の受付のくじを引く順序を決めるくじを引いていただきます。

イ アによって、くじを引く順序が決まりましたら、その順序で立候補届出の受付の順序を決めるくじを引いていただきます。

ウ イによって決定した受付の順序によって、立候補届出の受付を開始します。

② 午前8時30分を過ぎて立候補届出の受付場所に到着した届出者の受付順序

①の届出者に引き続いて、その到着順序によって受付を行うことになります。

(2) 各届出の順序

受付会場では、次の順に各係等で手続を行ってください。

① 立候補受付係

(1)により決定された順に、立候補受付係に候補者届出書及び添付書類を提出してください。

② 候補者物件交付係

①の後、候補者用の物件を受領してください。

③ 諸届出受理係等

②の後、アからオの係で手続を行ってください（順不同）。

ア 諸届出受理係

選挙事務所設置届出書等の諸届出をしてください。

イ 選挙公報掲載申請受理係

選挙公報掲載申請をしてください。

ウ 候補者届出政党物件交付係

候補者届出政党は、全ての選挙区における立候補届出が受理された後、候補者届出政党用物件交付申請書を提出し、物件を受領してください。

エ 政見放送受付係

公示日前に申込みをしておらず、電子データにより申込を行わない候補者届出政党は、この場でお申込みください。また、候補者の経歴書も、電子データによる作成によらない場合、この場で提出してください。

オ 公費負担受付係

公費負担適用申請のため、立候補届出後、所要の届出書類を提出してください。

3 立候補届出時に交付される物件等

(1) 候補者に交付される物件等と使用方法

立候補届出を受理した後に各候補者に交付する物件等及びその使用方法は、次のとおりです。

品 名	数 量	使 用 方 法
選挙事務所の標札	1 枚	標札は、選挙事務所を表示するために、その入口に常時掲示しなければならない。
自動車又は船舶の表示板	1 枚	表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しなければならない。また、自動車と船舶の両者に通用するものである。
拡声機の表示板	1 枚	表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しなければならない。ただし、個人演説会等で使用できる別の 1 揃いは、この限りでない。
個人演説会場等の立札、看板の表示板	5 枚	候補者は、個人演説会の開催中、表示板を付けた一定規格の立札又は看板の類を、必ず 1 枚は会場前に掲示しなければならない。
街頭演説用標旗	1 流	標旗は、街頭演説(屋内から街頭に向かってする演説を含む。)をする場合に、必ず掲げなければならない。
街頭演説用腕章	11 本	街頭演説の場合の選挙運動に従事する者は、腕章を着用しなければならない。人数制限は、乗車(船)用の腕章と合わせて 15 人である。
乗車(船)用腕章	4 本	自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、腕章を着用しなければならない。この腕章は、街頭演説において選挙運動に従事する者が着用する腕章ともなる。
候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	使用証明書は選挙運動用通常葉書を使用できる候補者であることを証するものであり、日本郵便株式会社が指定する郵便局(津中央郵便局)で選挙運動用通常葉書の交付又は私製葉書への選挙用の表示を受けることができる。
選挙運動用通常葉書差出票	70 枚	差出票は選挙運動用通常葉書を所定の郵便局に差し出す場合に必要となり、差出票 1 枚で 500 通の選挙運動用通常葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書	5 枚	掲載証明書は、新聞広告の掲載をめぐる不正な行為を防止するため、新聞広告をすることができる候補者であることを証するものである。
公職の候補者旅客運賃後払証	15 枚	後払証は、所定の乗車券の発行所において、県内の鉄道及びバス路線に通用する無料の特殊乗車券と引き換えることができる。
選挙運動に関する支出金額の制限額	1 枚	支出金額の制限額は、選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数により算定されるので、これを候補者に周知するものである。

これらを受領した際に、候補者印の押印又は候補者の署名をしていただきますので、御準備ください。

(2) 候補者届出政党に交付される諸物件等と使用方法

政党等は、立候補の届出をした後、次の候補者届出政党交付物件を受け取ってください。

この交付物件は、「候補者届出政党用物件交付申請書」を立候補受付会場で候補者届出政党物件交付係に提出することにより、その申請に係る候補者の届出が受理されていることを確認の上、その申請書と引き換えに交付されます。

この諸物件等及びその使用方法是、次のとおりです。

品 名	数 量	使 用 方 法
選挙事務所の標札	1～4 枚	標札は、選挙事務所を表示するため、その入口に常時掲示しなければならない。候補者を届け出た選挙区ごとに1枚を交付する。
自動車又は船舶の表示板	1 枚	表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しなければならない。また、自動車と船舶の両者に通用するものである。
拡声機の表示板	1 枚	表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しなければならない。ただし、政党演説会等で使用できる別の1揃いは、この限りでない。
候補者届出政党用通常葉書使用証明書	1～4 枚	使用証明書は選挙運動用通常葉書を使用できる政党その他の政治団体であることを証するもので、日本郵便株式会社が指定する郵便局（津中央郵便局）で選挙運動用通常葉書の販売又は私製葉書への選挙用の表示を受けることができる。届出候補者1人ごとに1枚を交付する。
政党演説会場等の立札・看板の表示板	2～8 枚	候補者を届け出た選挙区ごとに開催する政党演説会の開催中は、会場前にこの表示板をつけた立札又は看板の類を、必ず1枚以上掲示しなければならない。候補者を届け出た選挙区ごとに2枚交付する。
新聞広告掲載証明書	16 枚	掲載証明書は、新聞広告の掲載をめぐる不正な行為を防止するため、新聞広告をすることができる政党その他の政治団体であることを証するものである。
選挙運動用ビラ証紙	4 万枚 ～ 16 万枚	候補者届出政党が選挙区内で頒布する選挙運動用ビラには、証紙を貼らなければならない。届け出た選挙区ごとに4万枚を交付する。
選挙運動用ポスター証紙	1,000 枚 ～ 4,000 枚	候補者届出政党が選挙区ごとに掲示する選挙運動用ポスターには、証紙を貼らなければならない。候補者を届け出た選挙区ごとに1,000枚を交付する。

これらを受領した際に、受領者印の押印又は受領者の署名をしていただきますので、御準備ください。

(3) 交付物件の再交付

交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（任意様式）を提出して、そのものと引換えに再交付を受けてください。

また、交付物件等を紛失又は焼失したときは、紛失の場合は紛失届を所轄の警察署に提出した旨を再交付申請書に付記し、焼失の場合は焼失のため使用できなくなった理由を説明した書面（候補者又は政党の代表者の記名押印、署名又は記名の上本人確認書類の提示等が必要）を再交付申請書に添えて、それぞれ申請してください。

ただし、候補者用通常葉書使用証明書、候補者届出政党用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書、公職の候補者旅客運賃後払証、選挙運動用ビラ証紙、選挙運動用ポスター証紙を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんので十分注意してください。

第3 選挙運動

1 選挙運動の意義

(1) 選挙運動とは

選挙運動の意義については、従来の判例、学説等から「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をいう。」といわれています。

したがって、具体的にある行為が選挙運動とされるためには、

- ア その行為の対象となる選挙が特定していること
- イ 特定の候補者のためにするものであること
- ウ 当選を目的としてなされること
- エ 投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為であること

という点を満たすか否かが問題となります。

なお、比例代表選挙においては投票が政党等に対してなされること、また小選挙区選挙も政党本位の選挙であることから、政党等の名において行われる政治活動についても間接的に必要かつ有利な行為ではありますが、政治活動の自由を保障する観点から、直接投票依頼にわたらないような純粋な政治活動は、選挙運動には含まれないと解されます。

(2) 衆議院議員の選挙における選挙運動の特徴

平成6年の衆議院の選挙制度の抜本的な改正により、衆議院の選挙制度が政策本位、政党本位のものに改められたことに伴い、小選挙区選挙、比例代表選挙のいずれについても、政党等大幅に選挙運動の手段が認められています。

例えば、小選挙区選挙においては、候補者個人が一定の選挙運動を行うことができるほか、候補者届出政党が、自動車、通常葉書、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、政党演説会等で選挙運動を行うことができます。また、比例代表選挙においては、名簿届出政党等が、自動車、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、政党等演説会、選挙公報等で選挙運動を行うことができます。

これに伴い衆議院議員の選挙においては、従来の確認団体制度は廃止され、政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説会の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示、ビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車、船舶及び拡声機の使用については、総選挙の期日の公示日から選挙の当日までの間は、これを行うことはできません。

ただし、衆議院議員の選挙と他の確認団体制度を有する選挙との選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日までの期間及び選挙の行われる区域が重複する場合に、その他の選挙における確認団体である政党その他の政治団体は、法の規定により当該選挙において許される態様の政治活動を行うことはできます。

なお、当然のことですが、候補者届出政党が法の規定により選挙運動として許される態様及び方法において上記の制限されている政治活動を行ったとしても、それは違反とはなりません。

2 選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の公示があり、立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間でなければすることができません（法 129 ）。

したがって、立候補の届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されます。

事前運動の禁止とは、事前の選挙運動の禁止ですから、選挙運動にわたらない行為についてまでも禁止されるものではないことはもちろんですが、事前の行為のうち、どのようなものが選挙運動となるかということについては、個々の具体的な事例により判断されることになります。

3 選挙運動のできる者の制限

法においては、原則として何人も選挙運動を自由に行うことができるという建前をとっています。ただし、選挙の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすことがないよう、選挙運動のできる者について、次のような制限を設けています。

(1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることはできません（法 135 ①）。

また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 135 ②）。

(2) 特定公務員の選挙運動の禁止

次に掲げる特定の公務員は、在職中、選挙運動をすることができません（法 136 ）。

ア 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

イ 裁判官

ウ 検察官

エ 会計検査官

オ 公安委員会の委員

カ 警察官

キ 収税官吏及び徴税の吏員

(3) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

公務員等が選挙に際してその地位を利用して選挙運動をすることは、公務員法の服務上の問題にとどまらず、選挙の自由公正を著しく害するという趣旨から、法において禁止されています（法 136 の 2 ①）。

ここでいう公務員等とは、国若しくは地方公共団体の全ての公務員（一般職、特別職の別を問いません。）又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員を指します。

「その地位を利用して」とは、公務員等がその地位にあることによって、特に選挙運動を効果的に行うことができるような影響力又は便益を利用するという意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいいます。

また、公務員等が候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもって、又は候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもって、その地位を利用して、候補者の推薦に関与したり、後援団体の結成に関与したりする選挙運動類似行為をすることも禁止されています（法 136 の 2 ②）。

(4) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 137）。

「教育上の地位を利用して」とは、必ずしも教育者である立場を利用して児童、生徒又は学生に直接選挙運動を行わせることに限りません。それらの者を通じて間接的にその保護者に働きかける場合（例えば、特定の候補者に投票するよう、児童を通じてその保護者に依頼する。）はもちろん、その児童等に対する教育者としての地位を利用して直接保護者に働きかける場合（例えば、保護者会の席上において選挙運動を行う。）も含まれます。

(5) 18 歳未満の者の選挙運動の禁止

18 歳未満の者は選挙運動をすることができません（法 137 の 2 ①）。

また、何人も 18 歳未満の者を使用して選挙運動をしてはなりません。ただし、選挙運動のための労務に使用することは、差し支えありません（法 137 の 2 ②）。

「選挙運動のための労務」とは、例えば、葉書の宛名書及び発送、看板の運搬、自動車の運転等立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務をいいます。

(6) 選挙犯罪者等の選挙運動の禁止

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切選挙運動をすることができません（法 137 の 3 ）。

4 小選挙区選挙で認められる主な選挙運動の手段

(1) 選挙事務所

① 選挙事務所を設置できるものと設置できる数

小選挙区選挙において選挙事務所を設置することができるのは、候補者又はその推薦届出者及び候補者届出政党です（法 130 ①）。

また、設置できる数は、候補者又はその推薦届出者の設置するものにあつてはその候補者 1 人につき 1 箇所、候補者届出政党が設置するものにあつては届出候補者の選挙区ごとに 1 箇所です（法 131 ①）。

② 選挙事務所の標札の掲示

選挙事務所を設置したものは、県委員会が交付する標札を、選挙事務所を表示するために、その入口に掲示しなければなりません（法 131 ③）。

この標札は、立候補届出の受理後に、候補者には 1 枚、候補者届出政党には届出候補者の選挙区ごとに 1 枚交付します。

③ 選挙事務所の設置等の届出

選挙事務所を設置したときは、県委員会及び設置した市町委員会に届け出なければなりません。選挙事務所に異動があったときも同様に届け出なければなりません(法 130 ②)。

なお、選挙事務所は、1 日につき 1 回を超えて、これを移動(廃止に伴う設置を含む。)することはできません(法 131 ②)。

④ 選挙当日の選挙事務所の制限

選挙事務所は、投票日においても設置しておくことができますが、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル以外の区域に限られます(法 132)。したがって投票所を設けた場所の入口から 300 メートル内にある選挙事務所は、投票日までには廃止するか、又は 300 メートル以外の区域に移転しなければなりません。この場合の 300 メートルの距離は直線距離で測ります。

⑤ 選挙事務所において掲示できる文書図画

選挙事務所においては、選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます(法 143 ①)。

掲示できる数は、ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所ごとに、通じて 3 枚以内、ちょうちんの類は 1 個です(法 143 ⑦⑩)。

規格には次の制限があります(法 143 ⑨⑩)

種 類	規格制限
ポスター、立札及び看板の類	縦 350 c m×横 100 c m以内。縦を横にすることは自由です。
ちょうちんの類	高さ 85 c m、直径 45 c m以内。

また、上記の選挙事務所を表示するための文書図画は、投票当日においても、掲示しておくことができます(法 143⑤)。

なお、候補者又は推薦届出者が設置する選挙事務所に掲示する立札及び看板の類の作成費用については、公費負担の制度があります(法 143 ⑭)。

(2) 選挙運動用自動車(船舶)

① 選挙運動のために使用できる自動車又は船舶

小選挙区選挙においては、候補者は、主として選挙運動のために使用される自動車 1 台又は船舶 1 隻を使用することができます(法 141 ①)。また、候補者届出政党は、三重県内において、これとは別に自動車 1 台又は船舶 1 隻を、主として選挙運動のために使用することができます(法 141②)。自動車 1 台又は船舶 1 隻は、一時にはいずれか一方のみしか使用することしかできず、両方を同時に使用することはできません。

なお、候補者が選挙運動のために使用する自動車に係る費用については、公費負担の制度があります(法 141 ⑦)。

② 自動車又は船舶の表示

選挙運動のために使用される自動車又は船舶には、立候補届出の際に県委員会から交付される表示をしなければなりません（法 141 ⑤）。この表示板は、候補者と候補者届出政党にそれぞれ 1 枚ずつ、県委員会から交付します。交付された表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中は常時掲示しておかなければなりません。なお、表示板は、自動車と船舶の両者に通用するものです。

③ 使用できる自動車の制限

候補者が選挙運動のために使用する自動車は、その構造が宣伝を主たる目的としているものは使用することができず、その種類については、次のいずれかに該当するものでなければなりません（法 141 ①⑥、令 109 の 3 ）。

ア 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

イ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

ウ 乗車定員 10 人以下の乗用自動車であ及びイに該当しないもの

また、ア、イ及びウの自動車でも、その上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及びイを除き上面の全部又は一部が開閉できるものについては使用できません。

これに対し、候補者届出政党が選挙運動のために使用する自動車については、種類制限はありません。

なお、船舶については、候補者、候補者届出政党とも使用するにあたって、大きさ、構造等について、何ら制限はありません。

④ 乗車又は乗船制限

候補者が選挙運動のために使用する自動車には、候補者及び運転手 1 人を除き、4 人を超えて乗車することはできません。船舶の場合には、船舶の運航に必要な船員の数に制限はありませんが、その他は自動車の場合と同じです（法 141 の 2 ①）。この自動車又は船舶に乗車又は乗船する者（候補者、運転手及び船員を除く。）は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません（法 141 の 2 ②）。

この腕章は、立候補の届出を受理した後に、県委員会から候補者に 4 本交付します。

これに対し、候補者届出政党が選挙運動のために使用する自動車又は船舶については、公選法上、乗車又は乗船の人数制限はなく、腕章を着用する必要もありません。

⑤ 自動車又は船舶に掲示できる文書図画

選挙運動のために使用される自動車又は船舶には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けて使用することができます（法 143 ①）。その数は、ちょうちんの類は 1 個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類の制限はありません（法 143⑩）。

ただし、規格には、次の制限があります（法 143 ⑨⑩）。

種 類	規格制限
ポスター、立札及び看板の類	縦 273 c m × 横 73 c m 以内。縦を横にすることは自由です。
ちょうちんの類	高さ 85 c m、直径 45 c m 以内。

自動車の車体に直接文字等を記載する場合における規格の制限については、特に枠を設けない限り、記載された車体の面の大きさにより判断されることになります。

なお、記載内容については、何ら制限はありません。

また、自動車の車体に立札又は看板の類を掲示する場合には、あらかじめ制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）8・別記様式第四）2 通を、当該自動車の出発地を管轄する警察署長に提出し、その許可を受ける必要があります（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）56）。

なお、候補者が選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用する立札及び看板の類の作成費用については、公費負担の制度があります（法 143 ⑭）。

(3) 拡声機

① 拡声機を使用できるものと使用できる数

小選挙区選挙においては、候補者は拡声機（携帯用の拡声機を含む。以下同じ。）を、1 揃い使用することができます（法 141 ①）。

また、候補者届出政党は、三重県内において、これとは別に拡声機 1 揃いを、主として選挙運動のために使用することができます（法 141 ②）。

これら以外に、演説会の開催中、その会場において別に 1 揃いの拡声機を使用することができます（法 141 ①②）。

② 拡声機の表示

選挙運動のために使用される拡声機には、立候補届出の際に県委員会から交付される表示をしなければなりません（法 141 ⑤）。この表示板は、候補者と候補者届出政党にそれぞれ 1 枚ずつ、県委員会から交付します。交付された表示板は、外部から見やすい箇所に、その使用中は常時掲示しておかなければなりません。ただし、演説会の会場で使用できる別の 1 揃いの拡声機には、表示は必要ありません。

(4) 選挙運動用通常葉書

① 通常葉書を使用できるものと頒布できる枚数

小選挙区選挙にあつては、選挙運動のために候補者 1 人について、通常葉書 35,000 枚を頒布することができます（法 142 ①）。これとは別に候補者届出政党は、20,000 枚 × 届出候補者数の枚数の通常葉書を頒布することができます（法 142 ②）。

候補者が頒布することができる通常葉書は無料ですが、候補者届出政党が頒布するものは有料です（法 142 ⑤）。この無料というのは、選挙用の表示をしてある選挙運動用通常葉書の交付を受けた場合は当該葉書の代金及び郵便代金が無料と、私製葉書を使用した場合はその郵便代金が無料ということです。

なお、候補者が頒布する通常葉書の作成費用に関しては、公費負担の制度があります（法

② 選挙用である旨の表示

①により選挙運動のために頒布する通常葉書は、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければなりません（法 142 ⑤）。

選挙用である旨の表示をした通常葉書は、指定された日本郵便株式会社の郵便局（津中央郵便局）において、候補者の頒布するものにあつては、候補者用通常葉書使用証明書を提示して無料で受け取ることができ、候補者届出政党が頒布するものにあつては、候補者届出政党用通常葉書使用証明書を提示して買い受けることができます（郵便規則 2 ①、3 の 2 ①）。

手持ちの私製葉書を使用する場合には、同様に、候補者用通常葉書使用証明書又は候補者届出政党用通常葉書使用証明書を提示して、その葉書に選挙用である旨の表示を受けなければなりません（郵便規則 3 ②、3 の 3 ②）。なお、私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません（内国郵便約款 22）。

上記の証明書は、立候補届出の受理後、候補者用にあつては選挙長から 1 枚を、候補者届出政党用にあつては県委員会から届出候補者数に応じて 1～4 枚交付します。

なお、証明書 1 枚による使用制限枚数は、候補者用については 35,000 枚、候補者届出政党用については 20,000 枚です。

③ 通常葉書の発送

選挙運動のために使用する通常葉書は、必ず郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所に差し出さなければなりません（郵便規則 8）ので、直接ポストに投函しないようにしてください。また、郵送によらず使送したり、路上等で手渡しする等の方法で頒布することもできません。

差し出す場合には、候補者用の通常葉書にあつては選挙運動用通常葉書差出票を添えて行わなければなりません（郵便規則 8）。この差出票は、立候補届出の受理後、選挙長から 70 枚交付します。1 枚の差出票によって 500 枚まで差し出すことができます。

これに対して、候補者届出政党用の通常葉書にあつては、差出票は必要ありませんが、私製葉書である場合には所要の郵便切手が貼られたものであるか、料金別納等の場合には所要の料金を支払わなければなりません。

④ 発送等に関する注意事項

その他発送等に関して注意すべき点は、次のとおりです。

ア 受取人の住所又は氏名の記載が不明確等のために配達不能となって返送された葉書は、宛先を書き直して再使用することはできず、また再交付もされません。

イ 葉書の印刷を誤り、書き損じ、又は毀損したものについては、その枚数に限り別の手持ちの葉書を充てることができます。この場合、当該印刷を誤り、書き損じ、又は毀損した葉書と引換えに、指定された日本郵便株式会社の郵便局（津中央郵便局）で手持ちの葉書に選挙用である旨の表示を受けてください。

ウ 書留、速達等の特殊取扱いは、認められません。また、選挙期日当日に届くように発

送することもできません。

エ 交付を受けた通常葉書は、他人に譲渡することはできません（法 177②）。

(5) 選挙運動用ビラ

① ビラを頒布できるものと頒布できる枚数

小選挙区選挙にあつては、選挙運動のために候補者 1 人について、県委員会に届け出た 2 種類以内のビラを 70,000 枚頒布することができます（法 142 ①）。ビラを頒布しようとするときは、あらかじめビラの見本を添えて、県委員会に届け出てください。

これとは別に候補者届出政党は、40,000 枚×届出候補者数の枚数のビラを頒布することができます（法 142 ②）。ただし、この候補者届出政党のビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに、40,000 枚を超えて頒布することはできません（法 142②ただし書）。なお、種類の制限はありません。

また、候補者が頒布するビラの作成費用に関しては、公費負担の制度があります（法 142 ⑩）。

② ビラの頒布方法

ビラは、県委員会が交付する証紙を貼らなければ、頒布することはできません（法 142 ⑦）。

候補者が頒布するビラの証紙はビラの届出があつた後に、候補者届出政党が頒布するビラの証紙は立候補届出の受理後に交付します。なお、この候補者届出政党のビラの証紙は、選挙区ごとに区分されており、候補者を届け出していない選挙区では、頒布できないこととされています。

ビラは散布することはできず、候補者のビラ、候補者届出政党のビラごとに次のとおり頒布方法が限定されています（法 142 ①②⑥、令 109 の 6 ）。

頒布方法	候補者のビラ	候補者届出政党のビラ
ア 新聞折込み	○	○
イ 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布	○	○
ウ 候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布	○	○
エ 衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布	○	○

新聞折込みによる頒布とは、通常の一般紙における新聞折込みによる頒布であり、定着した販売網を通じて頒布されることが必要です。

上記以外の方法、例えば郵送したり、戸別に訪問したりして配るとか、街頭演説の場所以外の街頭や個人演説会等の演説会場外で通行人に配ったりすることはできません。

ただし、インターネットを利用した選挙運動として、ビラの画像をウェブサイト上に掲載したり、候補者等が選挙運動用電子メールに添付したりすることは可能です（法 142 の

3、142 の4①)。

③ ビラの大きさと記載内容

候補者が頒布できるビラは、長さ 29.7 c m×幅 21 c m (A4 判) を、候補者届出政党が頒布できるビラは、長さ 42 c m×幅 29.7 c m (A3 判) を超えてはなりません(法 142 ⑧)。

ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては法人名)及び住所を記載しなければなりません。また、候補者届出政党が頒布するビラには、その候補者届出政党の名称を併せて記載しなければなりません(法 142 ⑨)。

この他、ビラの記載内容については制限がないので、政見の宣伝や投票依頼の文言を自由に記載することができます。

(6) インターネット等を利用した選挙運動用文書図画の頒布

① ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

何人も、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画継ぎサイト等)を利用する方法により、選挙運動を行うことができます(法 142 の3)。

また、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は選挙期日当日もそのままにしておくことができます。

② 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

候補者又は候補者届出政党は、電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布することができます。ただし、送信先には一定の制限があります(法 142 の4①、②)。

③ 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています(法 142 の6①～③)。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料広告を掲載することができます(法 142 の6④)。

これらの選挙運動用文書図画の頒布についても、様々な義務、制限等がありますので、御注意ください。

(7) 選挙運動用ポスター等

ア 候補者による選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター

① ポスターの大きさ

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ 42cm、幅 30cm 以内で、個人演説会告知用ポスターの大きさは、長さ 42cm、幅 10cm 以内です(法 143⑪・144④)。

この2種類のポスターは、合わせて1枚のポスターとして作成することもできます(法 143⑫)。

② ポスターの記載内容

選挙運動用ポスターは、記載内容に制限はありませんが、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては法人名)及び住所を記載しなければなりません(法 144

⑤)。

個人演説会告知用ポスターは、単に政策だけを記載したり、候補者の氏名のみを記載したりすることはできません。あくまで個人演説会を告知するものである必要があります。ただし、個人演説会の日時及び場所を記入し得るようなものであれば、掲示する際に具体的な日時及び場所の記載がなくても差し支えありません。また、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（法 143⑬）。

なお、2 種類のポスターを 1 枚のポスターとして作成する場合には、一部に個人演説会を告知する内容を盛り込む必要があります。なお、その場合には掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては法人名）及び住所は、1 箇所に記載すれば足ります。

③ ポスターの掲示場所

候補者は、市町委員会が設置するポスター掲示場に、選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターを掲示することができます。

この掲示場にポスターを掲示することができるのは選挙期日の公示日（ただし、立候補届出の受理後）からで、立候補届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画にそれぞれ 1 枚だけ掲示することができます（法 144 の 2⑤、事務執行規程 54）。

なお、個人演説会告知用ポスターと選挙運動用ポスターの作成費に関しては、公費負担の制度があります（法 143 ⑭）。

イ 候補者届出政党による選挙運動用ポスター

小選挙区選挙では、(7) アのポスター掲示場に掲示するポスターとは別に、候補者届出政党は、1,000 枚×届出候補者数の枚数のポスターを掲示することができます（法 144 ①）。ただし、このポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに 1,000 枚を超えて掲示することはできません（法 144①ただし書）。また、このポスターには、県委員会の交付する証紙を貼らなければ掲示することができません（法 144 ②）。証紙は、立候補届出の受理後に交付します。なお、この証紙は選挙区ごとに区分されており、候補者を届け出していない選挙区には、掲示することはできません。

ポスターの大きさは長さ 85 c m×幅 60 c mを超えてはなりません（法 144 ④）。

また、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては法人名）及び住所並びにその候補者届出政党の名称を記載しなければなりません（法 144 ⑤）。

この選挙運動用ポスターは、国、地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示することはできません。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体が管理する食堂及び浴場については、承諾を得れば掲示できます（法 145①、規則 18）。

ポスターを他人の工作物に掲示しようとするときはその居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がない場合はその所有者（居住者等といいます。）の承諾を得なければなりません（法 145 ②）。この承諾を得ないで他人の工作物に掲示されたポスターは、居住者等において撤去することができます（法 145 ③）。

(8) 新聞広告

① 新聞広告の寸法と回数

小選挙区選挙については、候補者及び候補者届出政党は、選挙運動の期間中、次のとおり、新聞紙に選挙に関して広告をすることができます（法 149 ①）。新聞を利用して行うことができる選挙運動は、この新聞広告のみであって、それ以外は一切禁止されています。

	候補者	候補者届出政党
寸法	横 9.6 c m、縦 2 段組以内	横 38.5 c m、縦 4 段組以内 (新聞広告の全てを合計した寸法)
回数	5 回以内	8 回以内

候補者の行う新聞広告の上記の寸法は、一回当たりの広告の寸法ですが、候補者届出政党の寸法は、一の候補者届出政党が行うことができる新聞広告の全てを合計した寸法です。

候補者届出政党の行う新聞広告の 1 回当たりのスペースは、上記の寸法の範囲内で、長方形で横おおむね 9.6 c m×縦 1 段組のスペースの 2 以上の整数倍になるようにしなければなりません（規則 19②）。したがって、候補者届出政党は、横 38.5 c m×縦 4 段組のスペースを 8 回に分割して新聞広告を行うこともできますし、1 回の新聞広告でこのスペースを全て使うこともできます。

新聞広告の掲載場所は記事下に限られ、色刷りは認められません（規則 19⑤）。

新聞広告の内容は、候補者届出政党がするものにあつては、三重県における小選挙区選挙に関する広告である旨の記載が必要ですが、その他に制約はありません（規則 19⑩）。

この新聞広告は、候補者、候補者届出政党ともに無料で行うことができます（法 149 ⑥）。

なお、新聞広告を掲載できるのは選挙運動期間中ですので、立候補前や投票当日の新聞に掲載することはできません。

② 掲載手続

掲載の手続は、新聞広告掲載証明書を希望する新聞社へ、広告原稿とともに提出することになります（規則 20①②）。新聞広告掲載証明書は、立候補届出の受理後に、候補者のものにあつては選挙長が、候補者届出政党のものにあつては県委員会が交付します。

新聞広告掲載証明書は、候補者においては 1 回ごとに 1 枚、候補者届出政党においては横おおむね 9.6 c m×縦 1 段組の寸法ごとに 1 枚必要です。したがって、候補者には 5 枚、候補者届出政党には 16 枚を交付します。

③ 広告を掲載した新聞の頒布方法

広告を掲載した新聞は、新聞販売業者が、通常の方法（定期購読者以外の者に対して頒布する新聞については有償である場合に限る。）で頒布し、又は販売店等の店頭等で、新聞を掲示することを常例としている場所に掲示することができるだけであって、その他の方法、例えば、候補者又は候補者届出政党が自己の広告の掲載されている新聞を多量に購入して選挙人に頒布、あるいは掲示するようなことは違反となります（法 149 ⑤、事務執行規程 60）。

(9) 政見放送

小選挙区選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動の期間中、日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができます（法 150①）。政見放送の申込みは、選挙期日の公示日の午後 5 時までですが、その詳細については、別冊「政見放送・経歴放送の実施について」を参照してください。

なお、候補者届出政党がその政見を録音・録画した費用については、公費負担の制度があります（法 150 ②）。

(10) 経歴放送

小選挙区選挙においては、日本放送協会が、候補者の氏名、年齢、その候補者に係る候補者届出政党の名称、主要な経歴等を選挙人に周知させるために放送します（法 151 ①）。

放送の回数は、候補者 1 人について、ラジオ放送によりおおむね 10 回及びテレビジョン放送により 1 回です（法 151 ②）。

候補者は、経歴放送に使用するための経歴書を作成し、選挙期日の公示日の午後 5 時までに日本放送協会に提出しなければなりません（政見放送等実施規程 6 ①）。

この詳細については、別冊「政見放送・経歴放送の実施について」を参照してください。

(11) 演説会

① 個人演説会と政党演説会

小選挙区選挙においては、候補者と候補者届出政党は演説会を開催することができます。候補者が開催する演説会を個人演説会、候補者届出政党が開催する演説会を政党演説会といいます（法 161①、161 の 2 ）。

個人演説会においては、候補者は、その選挙運動のための演説をすることができますし、候補者以外の者もその候補者の選挙運動のための演説をすることができます（法 162 ①②）。

候補者届出政党が開催する政党演説会においては、演説者は、その候補者届出政党が届け出た候補者の選挙運動のための演説をすることができます（法 162 ③）。

また、テープ・レコーダー等の録音装置を使用して演説することも差し支えありません（法 164 の 4 ）。

② 公営施設使用の個人演説会及び政党演説会

国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）では、演説をすることはできませんが、個人演説会及び政党演説会は、次の施設では開催することができます（法 161 ①、166）。

ア 学校及び公民館

イ 地方公共団体の管理する公会堂

ウ 市町委員会の指定する施設

ただし、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、使用することができません（令 116 ）。

これらの公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者、政党演説会を開催

しようとする候補者届出政党は、開催すべき日前2日までに、県委員会が定める様式の文書により、開催しようとする施設の所在する市町委員会に申し出なければなりません（法163、令112①）。

同一の施設については、同時に2以上の個人演説会等の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間において新たな申出をすることはできません（令112②）。また、施設を使用する時間は、1回について5時間を超えることができません（令112③）。

なお、同一の公営施設を同一の日時に使用すべき2以上の申出があった場合においては、これらの申出をした候補者等のうち、申出が後に到達したもの、申出の到達が同時であった場合は既にその施設を使用した回数がより多いもの、その回数が同じである場合は市町委員会がくじで定めるものは、その申し出た個人演説会等を開催することができません（令113）。

候補者が公営施設を使用して個人演説会を開催する場合における施設（設備を含む。）の使用については、候補者1人につき、同一施設ごとに1回を限り、無料となっています（法164）。これ以外の場合、つまり同一施設での2回目以降の個人演説会や候補者届出政党の開催する政党演説会の場合は有料となり、この場合には施設の使用のために必要な費用を、あらかじめその公営施設の管理者に納付しなければなりません（令120①）。

③ 開催回数

個人演説会及び政党演説会の開催回数について、制限はありません。

しかし、個人演説会及び政党演説会の開催中に県委員会が交付する表示板をつけた立札又は看板の類を会場前に掲示しなければならいとされており、この表示板は候補者にあつては5枚、候補者届出政党にあつては、候補者を届け出た選挙区ごとに2枚に限られています。

このため、同時に開催することができる個人演説会は最大5箇所、政党演説会は最大2箇所に限られます。

④ 個人演説会場に掲示できる文書図画

候補者が開催する個人演説会の開催中は、県委員会の定める表示をした立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければならず、その立札及び看板の類の大きさは、縦273cm×横73cmを超えてはならないことになっています（法164の2①②）。県委員会の定める表示は、立候補届出の受理後に交付しますが、立札及び看板の類の数は、5枚を超えることができないことになっています（法164の2③）。

この立札及び看板の類は、個人演説会の会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができますが、この立札及び看板の類以外には、個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、個人演説会の会場外においては掲示することができません（法164の2④⑤）。

記載の内容については特に制限はありませんが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令125の2）。

なお、この立札及び看板の類の作成費用については、公費負担の制度があります（法164の2⑥）。

個人演説会の会場内には、演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができ、ポスター、立札及び看板の類については大きさの制限はありませんが、ちょうちんの類については高さ 85 c m、直径 45 c m以下のものに限られます（法 143⑩）。

数については、ちょうちんは各会場ごとに 1 個に限られますが（法 143 ⑩）、ポスター、立札及び看板の類については会場内で使用するものに数の制限はありません。なお、このポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110 ）。

⑤ 政党演説会場に掲示できる文書図画

候補者届出政党が開催する政党演説会の開催中は、個人演説会の場合と同様に、県委員会の定めるところの表示をした立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、その立札又は看板の大きさについても個人演説会と同じく縦 273 c m×横 73 c m以内という制限があります（法 164 の 2 ①②）。

県委員会の定める表示は、立候補届出の受理後に交付しますが、立札及び看板の類の数は、県ごとに、2 枚×届出候補者数の枚数を超えることができません。また、候補者を届け出た選挙区ごとに 2 枚を超えることができないこととされており（法 164 の 2 ③）、候補者を届け出していない選挙区では、政党演説会を開催することはできません。

この立札及び看板の類は、政党演説会の会場外のいずれの場所（ただし、届出候補者のいる選挙区の区域内に限る。）においても選挙運動のために使用することができますが、この立札及び看板の類以外には、政党演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、政党演説会の会場外においては掲示することができません（法 164 の 2 ④⑤）。

記載の内容については特に制限はありませんが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所並びに候補者届出政党の名称を記載しなければなりません（令 125 の 2 ）。

政党演説会の会場内には、演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができますが、ちょうちんの大きさには個人演説会と同様の規格制限があります（法 143 ⑩）。数については、ちょうちんは各会場ごとに 1 個に限られますが（法 143 ⑩）、ポスター、立札及び看板の類については会場内で使用するものに数の制限はありません。

なお、このポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所並びに候補者届出政党の名称を記載しなければなりません（令 110 ）。

(12) 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、公園、空き地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいます。

小選挙区選挙では、街頭演説は次の場合でなければ行うことができません（法 164 の 5）。

なお、この場合でも、午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることはできません（法 164 の 6 ①）。

ア 候補者が街頭演説を行う場合

必ず演説者がその場所にとどまり、県委員会が交付した標旗を掲げなければなりません。

標旗は、立候補届出の受理後、候補者1人について1流を交付します。また、この場合の街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えてはならず、これらの者は県委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。この腕章は、選挙運動用自動車等に乗車（船）できる者が着用する乗車（船）用腕章4枚をそのまま街頭演説用腕章として使用することができるので、街頭演説用腕章は候補者1人につき11枚交付します。

イ 候補者届出政党が街頭演説を行う場合

選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行わなければなりません。

この場合には標旗は必要ありません。また選挙運動に従事する者の人数にも制限はありません。

(13) 選挙公報

小選挙区選挙においては、県委員会が、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、1回発行します。また、選挙公報には、候補者の写真も掲載します（法167①）。なお、選挙公報は選挙区ごとに発行します（法167③）。

候補者が選挙公報に政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文と写真を添えて、選挙期日の公示日に、県委員会に、文書で申請しなければなりません（法168①）。掲載申請の締切りは公示日の午後5時ですので、それまでに申請がなかった場合には、その候補者の政見等は掲載されません。

県委員会は、候補者から選挙公報の掲載申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載します（法169③）。候補者ごとの選挙公報への掲載の順序は、県委員会がくじで定めますが、掲載申請した候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます（法169⑥⑦）。

選挙公報に掲載を希望する候補者については、事前審査を行いますので、是非受けてください。なお選挙公報掲載申請の具体的な手続については、別冊「選挙公報掲載申請についての注意事項」を参照してください。

また、県において発行する選挙公報については、有権者に対する啓発、周知活動の一環として、同様のものを県のホームページに掲載する予定ですが、掲載された選挙公報を候補者等がプリントアウトして頒布することは、選挙運動用文書図画の頒布の規定等に抵触するおそれがあるので、厳に慎んでください。

(14) パンフレット及び書籍

候補者届出政党又は名簿届出政党等は、その本部において直接発行するパンフレット又は書籍で、国政に関する重要施策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したものとして総務大臣に届け出た2種類のパンフレット又は書籍（うち1種類は要旨等を記載したもの）を、選挙運動のために配布することができます（法142の2）。

このパンフレット又は書籍は、頒布の方法等について次の制限があるので注意が必要です。

① 頒布のできる場所

- ア 候補者届出政党若しくは名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所
- イ 当該候補者届出政党若しくは名簿届出政党等に所属する者である候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所

- ② パンフレット又は書籍には、候補者（候補者届出政党又は名簿届出政党等の代表者を除く。）の氏名又は写真等のその氏名が類推されるような事項を記載することができない。
- ③ パンフレット又は書籍には、その表紙に候補者届出政党又は名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては法人名）及び住所並びに当該パンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載する必要がある。

5 選挙運動に係る制限

(1) 選挙事務所の設置の制限及び休憩所等の禁止

選挙事務所は、法で認められたもの以外は、設置することができません（法 130①）。

また、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると、選挙人のために設けるとを問わず、一切禁止されています（法 133 ）。

ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません。

この他、小選挙区選挙における選挙事務所については4の(1)「選挙事務所」の項を参照してください。

(2) 戸別訪問の禁止

投票依頼等の目的をもって、戸別訪問をすることはできません（法 138 ①）。

選挙運動のために、戸別に、演説会の開催の告知をするなどの行為も戸別訪問とみなされ、禁止されています（法 138 ②）。

(3) 署名運動の禁止

投票を得るなどの目的をもって署名運動をすることは禁止されています（法 138 の2）。

(4) 人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは、禁止されています（法 138 の3 ）。

(5) 飲食物の提供の禁止

① 選挙運動に関する飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することはできません（法 139 ）。

「選挙運動に関し」とは、「選挙運動に関することを動機として」という意味であり、投

票を依頼する目的の有無は関係ありません。例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合や、第三者が候補者の選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合も、「選挙運動に関する」ものとなります。

飲食物とは、何ら加工をしなくともそのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいいますが、「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」は除かれていますので、例えば、せんべい、まんじゅう等、いわゆるお茶うけ程度のものは提供することができます。

② 選挙事務所における弁当の提供

①の選挙運動に関する飲食物の提供の禁止にかかわらず、小選挙区選挙においては、選挙運動（候補者届出政党が行うものを除く。）に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、選挙運動の期間中、次の範囲内で、候補者の選挙事務所において食事するための弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するための弁当を含む。）を、提供することができます（法 139 ただし書）。ただし、候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者及び候補者届出政党の選挙運動のために使用する労務者に対しては、弁当の提供はできません。

ア 弁当の価格 1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円以内

イ 弁当の数 540 食（45 食×12 日）

提供できる弁当の数は、540 食の範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由です。つまり、朝、昼、夕 3 食を各人に提供しても、夕食のみにして多くの運動員に提供しても、選挙運動期間の始めは提供しないで終盤に至って多人数に提供しても差し支えありません。

なお、選挙運動員に弁当を提供した場合には、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの弁当料の制限額（3,000 円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額まで（ただし 1 食当たり上限 1,000 円）になります。

また、労務者に弁当を提供したときは、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いた上で報酬を支給しなければなりません。

(6) 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることは禁止されています（法 140 ）。

(7) 連呼行為の制限

連呼行為とは、短時間に同一の内容の短い文言を連続、反復して呼称することです。例えば、「〇〇党三重健太をよろしくお願いします」等の短い文句を短時間内に、反復呼称することです。

選挙運動のための連呼行為は、次の場合以外には行うことができません（法 140 の 2 ①）。

ア 個人演説会場、政党演説会及び政党等演説会の会場、街頭演説又は演説（会社の休憩時間を利用する等による幕間演説）の場所においてする場合

イ 午前8時から午後8時までの間に限り、主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合

ただし、この場合であっても、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保つように努めなければなりません（法140の2②）。

(8) 自動車、船舶及び拡声機の使用等に係る制限

主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機は、法で認められたもの以外は使用することができません（法141①②）。

この他、小選挙区選挙における自動車、船舶及び拡声機の使用等については、4の(2)「選挙運動用自動車（船舶）」及び(3)「拡声機」の項を参照してください。

(9) 文書図画の頒布及び掲示に係る制限

① 文書図画の頒布の制限

選挙運動のために使用する文書図画は、法で認められたもの以外は、頒布することができません（法142①～④、142の2）。

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは、文書図画の頒布とみなされます（法142⑫）。

この他、小選挙区選挙における文書図画の頒布については、4の(4)「選挙運動用通常葉書」、(5)「選挙運動用ビラ」、(6)「インターネット等を利用した選挙運動用文書図画の頒布」及び(14)「パンフレット及び書籍」の項を参照してください。

② 文書図画の掲示の制限

選挙運動のために使用する文書図画は、法で認められたもの以外は、掲示することができません（法143①）。

選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示するものを除く。）を掲示する行為は、この文書図画の掲示の制限に違反するものとみなされます（法143②）。

この他、小選挙区選挙における文書図画の掲示については、4の次の項を参照してください。

- (1)⑤ 「選挙事務所において掲示できる文書図画」
- (2)⑤ 「自動車又は船舶に掲示できる文書図画」
- (7) 「選挙運動用ポスター等」
- (11)④ 「個人演説会場に掲示できる文書図画」
- (11)⑤ 「政党演説会場に掲示できる文書図画」

③ いわゆる事前ポスターの掲示の制限

候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、ベニヤ板、

プラスチック板等で裏打ちされたものは、時期のいかんを問わず掲示することができません（法 143 ⑯）。

また、裏打ちされていないポスターであっても、衆議院議員総選挙にあつては、任期満了の日の6月前の日又は解散の日の翌日から選挙の期日までの間は、掲示することができません（法 143 ⑯⑰）。

④ 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの掲示の制限

衆議院議員総選挙において、その選挙期日の公示の日前に掲示した政党その他の政治活動を行う団体の政治活動のために使用されるポスターについては、氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者になったときは、候補者となった日のうちにそのポスターを撤去しなければなりません（法 201 の 14①）。

⑤ 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限

何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することはできません（法 146 ①）。

また、選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布し又は掲示する行為は、文書図画の頒布又は掲示の制限に違反するものとみなされます（法 146 ②）。

(10) あいさつ状の禁止

候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）が、選挙区内にある者に対する年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことは、禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものは除かれます。このあいさつ状の禁止については、時期を問わず常時禁止されています（法 147 の 2）。

(11) 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限

① 新聞、雑誌の報道及び評論等の自由

新聞や雑誌が、選挙に関し報道及び評論を掲載することは自由であつて、その記事が報道及び評論と認められる限りは、選挙運動の制限に関する規定は適用されません。ただし、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することはできません（法 148 ①）。

選挙に関する報道、評論の掲載された新聞又は雑誌は、通常の方法によってのみ頒布することができ、販売店等で、これらを掲示することを常例としている場所に掲示することができます（法 148 ②、事務執行規程 58）。

新聞及び雑誌には普通の新聞、雑誌のほかに業界紙や労働組合等の機関紙等も含まれます。

ただし、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、選挙に関する報道及び評論の自由が認められるのは、次に掲げるものに限られ、頒布方法も定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌については、有償である場合に限られます（法 148 ②③）。

1) 次の条件を具備する新聞紙、雑誌

ア 新聞にあつては毎月 3 回以上、雑誌にあつては毎月 1 回以上、号をおって定期に有償頒布するものであること。

イ 第三種郵便物の認可のあるものであること。ただし、点字新聞については、この要件は必要ない。

ウ 選挙期日の公示の日前 1 年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞については、6 月）以来、ア及びイの条件に適合し、引き続き発行するものであること。

2) 1) に該当する新聞又は雑誌を発行する者が発行する新聞又は雑誌で、アとイの条件を備えているもの。

② 新聞及び雑誌の不法利用等の制限

新聞又は雑誌の編集その他経営上の特殊の地位を利用して特定候補者を当選させる又は当選させない目的で、選挙に関する報道及び評論を掲載させる等の行為は、禁止されています（法 148 の 2 ）。

(12) 選挙運動放送の制限

① 選挙放送の番組編集の自由

選挙運動の制限に関する規定は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行う選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではありません。

ただし、虚偽の事項を放送し、又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することはできません（法 151 の 3 ）。

② 選挙運動放送の禁止

政見放送及び経歴放送を除き、放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることはできません（法 151 の 5 ）。

(13) 挨拶を目的とする有料広告の禁止

候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）及び後援団体は、選挙区内にある者に対する主として挨拶（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにする挨拶及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにする挨拶に限る。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させたり、テレビやラジオで放送させることはできません。また、何人も、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）及び後援団体に対して、こうした有料広告を掲載させ、又は放送させることを求めてはならないとされています（法 152 ①② ）。

なお、こうした有料広告は、時期を問わず常時禁止されています。

(14) 演説会に係る制限

選挙運動のためにする演説会は、法の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除くほか、いかなる名義をもってするを問わず、開催することができません（法 164 の 3 ①）。

また、候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催すること及び候補者届出政党以外の者が 2 以上の候補者届出政党の合同演説会を開催することは、この禁止行為に該当するものとみなされます（法 164 の 3 ②）。

なお、この他演説会については 4 の (11) 「演説会」の項を参照してください。

(15) 選挙期日後のあいさつ行為の制限

選挙が終わった後において、当選又は落選に関して、選挙人に挨拶する目的で次のことをすることはできません（法 178 ）。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

6 衆議院議員選挙における「わたる」規定

選挙運動の方法は、本来各選挙ごとにそれぞれ規制されるものであり、小選挙区選挙と比例代表選挙という異なる 2 つの選挙により行われる衆議院議員の選挙の場合、候補者又は政党等に認められた選挙運動は、たとえそれが一つの政党であっても、候補者届出政党に認められた方法と名簿届出政党等に認められた方法として、その量、内容とも明確に区分されることになります。

しかし、いわゆる「わたる」規定により、衆議院議員の選挙については、候補者又は候補者届出政党が行う選挙運動において比例代表選挙に係る選挙運動にわたること及びその選挙区内において候補者届出政党となった名簿届出政党等が行う選挙運動において小選挙区に係る選挙運動にわたることができることとされています。

(1) 小選挙区選挙に係る選挙運動 → 比例代表選挙に係る選挙運動

候補者又は候補者届出政党が行う小選挙区選挙に係る選挙運動が、法において許される態様において比例代表選挙に係る選挙運動にわたることは妨げられません（法 178 の 3①）。この「わたることは妨げられません」とは、「をもできる」と同義でありますので、あくまでも小選挙区選挙に係る選挙運動が主であり、比例代表選挙に係る選挙運動は、その中で従としてできるというものです。

したがって、例えば、小選挙区選挙において認められる選挙運動用通常葉書やポスターの一部に「比例代表選挙では〇〇党に 1 票を」と記載したり、個人演説会、政党演説会あるいは

は街頭演説で「比例代表選挙では〇〇党をよろしく」といった演説をすることはできます。しかし、小選挙区選挙の選挙運動と認められるものが全く存在せず、小選挙区選挙の選挙運動手段を利用してもつばら比例代表選挙の選挙運動を行うようなことは法の趣旨に反し、行うことができません。

なお、ある候補者の小選挙区選挙に係る選挙運動において、他の小選挙区選挙の候補者の選挙運動を行うこと、候補者届出政党が他の政党の届出候補者や本人届出の候補者（その候補者届出政党に所属するものであっても）の選挙運動を行うことは、この「わたる」規定とは別個の問題となります。

また、この規定は、小選挙区選挙と比例代表選挙が同時に行われる衆議院議員の選挙の特殊性に基づいて設けられたものですから、衆議院議員の選挙と他の選挙が重複して行われることになっても、他の選挙に係る選挙運動が、比例代表選挙に係る選挙運動にわたることはできません。

(2) 比例代表選挙に係る選挙運動 → 小選挙区選挙に係る選挙運動

候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等が行う比例代表選挙に係る選挙運動が、法において許される態様において小選挙区選挙に係る選挙運動にわたることも妨げられません（法 178 の 3②）。

この「わたることも妨げられません」とは、前述のとおりであり、あくまでも比例代表選挙に係る選挙運動が主であり、小選挙区選挙に係る選挙運動は、その中で従としてできるというものです。

わたることを妨げられないのは候補者届出政党である名簿届出政党等であり、候補者届出政党でない名簿届出政党等については、その比例代表選挙に係る選挙運動が小選挙区選挙に係る選挙運動にわたることはできません。これは、候補者届出政党でない名簿届出政党等の名簿登載者の中に重複立候補者はいないので、その選挙運動において名簿登載者の紹介を行ったとしても、小選挙区選挙の選挙運動に当たることはなく、わたることを妨げないこととする旨の規定を設ける必然性はないからです。

なお、ある名簿届出政党等の比例代表選挙に係る選挙運動において、他の名簿届出政党等の選挙運動を行うことは、この「わたる」規定とは別個の問題となります。

また、この規定は、小選挙区選挙と比例代表選挙が同時に行われる衆議院議員の選挙の特殊性に基づいて設けられたものですから、衆議院議員の選挙と他の選挙が重複して行われることになっても、他の選挙に係る選挙運動が、小選挙区選挙に係る選挙運動にわたることはできません。

(3) 他の政党、候補者等に対する選挙運動

ある候補者の小選挙区選挙に係る選挙運動において、他の小選挙区選挙の候補者の選挙運動を行うこと、ある名簿届出政党等の比例代表選挙に係る選挙運動において、他の名簿届出政党等の選挙運動を行うことは、選挙運動の量的規制等の違反となり、できません。

また、候補者届出政党が他の政党の届出候補者や本人届出の候補者（その候補者届出政党に所属するものであっても）の選挙運動を行うことは、候補者届出政党に選挙運動を認めた趣旨からできないものと解されています。

7 小選挙区選挙における選挙公営

選挙公営とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙運動を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度をいいます。

これは金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的としています。

小選挙区選挙における選挙運動は候補者個人と候補者届出政党により行われることとなりますが、小選挙区選挙において実施される選挙公営について、種類別にその適用の有無を表にすると、次のとおりになります。

選挙公営の種類		候補者個人	候補者届出政党
(1)	選挙運動用通常葉書の無料交付	○	
(2)	ポスター掲示場の設置	○	
(3)	新聞広告の無料掲載	○	○
(4)	政見放送		○
(5)	経歴放送	○	
(6)	演説会の公営施設の使用	○	△
(7)	選挙公報の発行	○	
(8)	特殊乗車券の無料交付	○	
(9)	投票記載所の氏名等の掲示	○	
(10) 公 費 負 担	① 選挙運動用自動車の使用	○	
	② 選挙運動用通常葉書の作成	○	
	③ 選挙運動用ビラの作成	○	
	④ 選挙事務所の立札・看板の作成	○	
	⑤ 選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	○	
	⑥ 選挙運動用ポスターの作成	○	
	⑦ 個人演説会場の立札・看板の作成	○	
	⑧ 政見放送用の録音・録画		○

(注) △は、公営施設での演説会は開催できますが、無料使用の適用はありません。

(1) 選挙運動用通常葉書の無料交付

小選挙区選挙においては、選挙運動のために候補者は 35,000 枚、候補者届出政党は 20,000 枚×届出候補者数の枚数の通常葉書を頒布することができますが、このうち候補者の頒布することのできる葉書の郵送料は、無料となっています（法 142 ①②⑤）。

郵送料が無料とは、私製葉書を利用する場合には、その郵送にあたって切手や料金の納入は不要ということであり、私製葉書を利用しない場合には、郵便局から選挙用の表示をした通常葉書を無料で受け取ることができ、これを無料で差し出すことができるということです。

この選挙用の通常葉書の差出手続等については、4の(4)「選挙運動用通常葉書」の項を参照してください。

なお、候補者の頒布するこの選挙用の通常葉書については、その作成費用についても、(10)「公費負担」の項で述べるとおり、公費負担の制度があります。

(2) ポスター掲示場の設置

候補者は、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターをポスター掲示場に掲示することができますが、このポスター掲示場は各市町委員会が設置します（法 143①③、144の2①）。

ポスター掲示場に掲示することができるポスター等については4の(7)「選挙運動用ポスター等」の項を参照してください。

(3) 新聞広告の無料掲載

小選挙区選挙においては、候補者と候補者届出政党は、新聞紙に、選挙運動の期間中、無料で選挙に関して広告をすることができます（法 149 ①⑥）。無料で広告をすることができるとは、広告費用は国費により三重県がその新聞社に支払うということです。この他、新聞広告の回数、掲載手続等については4の(8)「新聞広告」の項を参照してください。

(4) 政見放送

小選挙区選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動の期間中、日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、その政見を無料で放送することができます（法 150 ①）。政見放送を行うことができるのは、候補者ではなく、候補者届出政党であるということに注意してください（したがって、本人届出や推薦届出による候補者は、政見放送を行うことはできません。）。

無料で放送することができるとは、放送に係る費用は国費により三重県が政見放送を放送した放送局等に支払うということです。この他、政見放送の手続については、4の(9)「政見放送」の項及び別冊「政見放送・経歴放送の実施について」を参照してください。

(5) 経歴放送

小選挙区選挙においては、日本放送協会が、候補者の氏名、年齢、その候補者に係る候補者届出政党の名称、主要な経歴等を選挙人に周知させるために放送します（法 151 ①）。

この経歴放送に必要な費用は、国費により三重県が日本放送協会に支払います。この他、経歴放送の手続については、4の(10)「経歴放送」の項及び別冊「政見放送・経歴放送の実施について」を参照してください。

(6) 演説会の公営施設の使用

何人も国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）では、演説をすることはできません（法 166 ）。ただし、候補者は個人演説会を、候補者届出政党は政党演説会を、一定の公営施設を利用して開催することができます（法 161 ）。

このうち、候補者の開催する個人演説会に係る公営施設の使用については、候補者1人に

つき、同一施設ごとに1回を限り、無料となっています（法164）。この無料となる公営施設の使用に係る費用は、国費から三重県がその施設の所在地の市町に交付し、市町が施設に支払うことになります（令123）。

この他、演説会に係る事項については4の(11)「演説会」の項を参照してください。

(7) 選挙公報の発行

選挙公報に関しては、4の(13)「選挙公報」の項及び別冊「選挙公報掲載申請についての注意事項」を参照してください。

(8) 特殊乗車券の無料交付

小選挙区選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用するため、候補者は、無料で、通じて15枚の特殊乗車券の交付を受けることができます（法176）。

特殊乗車券は、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証1枚と引換えに、県内に通用する特殊乗車券1枚が発行されます（運輸省告示1①）。後払証は、立候補届出の受理後、選挙長から15枚、候補者に交付します。

特殊乗車券を発行する場所は、鉄道及び軌道にあつては鉄道又は軌道各駅（係員配置駅に限る。）、一般乗合旅客自動車にあつてはバス会社本社になります（運輸省告示1④）。

特殊乗車券の通用する期間は、発行の日から選挙期日後5日を経過する日までで、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返さなければなりません（運輸省告示1⑧）。

なお、特殊乗車券により無料となるのは、三重県内の普通乗車券に係る料金のみで、特別急行料金、急行料金、特別車両料金その他の料金は、別に負担しなければなりません（運輸省告示1⑥⑨）。

特殊乗車券に係る費用は、特殊乗車券を発行した交通機関からの請求に基づき、国費により三重県が支払います。

(9) 投票記載所の氏名等の掲示

市町委員会は、選挙の当日、投票記載所に候補者の氏名及びその候補者に係る候補者届出政党の名称を掲示します（法175①）。掲示の掲載の順序は、市町委員会が開票区ごとにくじで定めますが、候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます（法175③⑨）。

また、期日前投票所及び市町委員会の委員長が管理する不在者投票記載所（掲示する箇所は投票を記載する場所内の適当な箇所）においても公示日の翌日から、投票期日の前日までの間、前述のくじで決定した順序により掲示します（法175②）。

(10) 公費負担

候補者は、次の事項について、供託物が没収されない場合に限り、一定の範囲内において無料で行うことができます。その費用は、事業者等からの請求に基づいて、国費により三重県が直接支払います。

- ① 選挙運動用自動車の使用（法141⑦）

- ② 選挙運動用通常葉書の作成（法 142 ⑩）
- ③ 選挙運動用ビラの作成（法 142 ⑩）
- ④ 選挙事務所の立札・看板の作成（法 143 ⑭）
- ⑤ 選挙運動用自動車等の立札・看板の作成（法 143 ⑭）
- ⑥ 選挙運動用ポスターの作成（法 143 ⑭）
- ⑦ 個人演説会場の立札・看板の作成（法 164 の 2 ⑥）

それぞれの公費負担の手続については、別冊「公費負担の手引」を参照してください。

また、候補者届出政党は、次の事項について、一定の範囲内において無料で行うことができます。その費用は、事業者等からの請求に基づいて、国費により三重県が直接支払います。

- ⑧ 政見放送用の録音・録画（法 150 ②）

この公費負担の手続については、別冊「政見放送・経歴放送の実施について」を参照してください。

第4 選挙運動に関する収入及び支出

1 出納責任者

(1) 出納責任者の選任

選挙運動に関する収入及び支出をする責任者を出納責任者といいます。候補者は、出納責任者1人を選任しなければなりません。ただし、候補者が自ら出納責任者になることもできます。

また、政党届出の場合には候補者届出政党が、推薦届出の場合には推薦届出者が、候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、推薦届出者が候補者の承諾を得て自ら出納責任者になることもできます（法180①）。

(2) 選任の届出

出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに「出納責任者選任届出書」を県委員会に提出してください（法180③）。この選任の届出がされた後でなければ、出納責任者は寄附を受けたり支出をすることができません（法184）。

(3) 出納責任者の異動

出納責任者に異動があったときも、選任の届出に準じて、直ちに「出納責任者異動届出書」を県委員会に届け出なければなりません（法182）。

(4) 会計帳簿の備付け

出納責任者は会計帳簿を備え、選挙運動に関する全ての収入及び支出について記載しなければなりません（法185①）。

なお、会計帳簿には収入簿と支出簿がありますが、その記載例を89頁及び90頁に掲載していますので、参考にしてください。

(5) 選挙運動費用収支報告書の提出

出納責任者は、選挙終了後一定の期日まで（第1回分は選挙期日から15日以内）に、選挙運動に関する収入及び支出の報告書（選挙運動費用収支報告書といいます。）を県委員会に提出しなければなりません（法189）。

また、出納責任者は、この報告書の提出の日から3年間、会計帳簿等を保存しておかなければなりません（法191）。

2 選挙運動に関する収入

(1) 寄附

① 寄附とは

選挙運動に関する収入は、寄附とその他の収入に区別されますが、公職選挙法では「寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」（法179②）と定義されており、社会通念上の寄附の観念より広いものとなっています。

したがって、例えば、陣中見舞としての金銭や物品の提供、選挙事務所や労務の無償提供、政党が候補者に与える公認料は、全て寄附となります。

② 寄附の明細書の提出

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならず、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければなりません（法186①）。

また、候補者が立候補の届出前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに、出納責任者に明細書を提出しなければなりません（法186②）。

③ 収入簿の記載

出納責任者は、会計帳簿の収入簿に寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載しなければなりません（法185①）。

寄附が金銭以外のものである場合には、時価に見積もった金額を記載します。例えば、選挙事務所の無償提供、報酬等の支払いのない労務提供、物品の無償供与というような場合には、現実には金銭の収入又は支出は行われていませんが、これを時価に見積もった金額を寄附として、収入簿に記載しなければなりません。

④ 政治資金規正法上の寄附の制限

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附が一切禁止されていますので、選挙運動に関する寄附であっても、候補者に対して寄附を行うことができません（政治資金規正法21）。

このため、例えば、会社の事務所を選挙事務所として使用するため無償で提供することも禁止されていますので、注意してください。

(2) その他の収入

① その他の収入とは

その他の収入とは、収入の中から寄附を除いたものをいい、借入金や選挙運動のために物を売却して得た代金、また自己資金のうち選挙運動費用に充てられたもの等がこれに該当します。

② 収入簿の記載

出納責任者は、その他の収入についても、全て会計帳簿の収入簿に記載しなければなりません。

金銭以外のものである場合には、寄附と同様、時価に見積もった金額を記載しなければなりません（法185①）。

③ 選挙運動用自動車の使用その他公費負担の取扱い

選挙運動用自動車の使用その他選挙運動に関して公費負担がされた場合には、その金額

を、収入に計上する必要はありません。ただし、後述のとおり、選挙運動費用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用に関する経費以外の公費負担相当額を「参考」欄に記載する必要があります。

3 選挙運動に関する支出

(1) 選挙運動費用の制限

① 選挙運動費用の制限額とは

公職選挙法は、選挙運動費用の限度額を定めて、その範囲内でなければ、選挙運動に要する費用の支出ができないものとし、それを超えて支出すれば、当選を無効とする制裁を科すこととしています（法 194、247、251 の 2③）。これは、選挙の公正を確保し、金のかからない選挙を行うためです。

なお、候補者届出政党の行う選挙運動については、この制限は適用されないことになっています。

② 制限額の算出方法

選挙運動費用の制限額は、選挙区ごとに次の算式により計算して、選挙期日の公示後直ちに告示するとともに、立候補届出の受付の際、別途お知らせしますので、注意してください。

選挙人名簿登録者数×15 円+1,910 万円

③ 出納責任者の支出できる最高額

出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません（法 180②）。

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用に算入されますので、この場合の最高制限額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用の制限額から差し引いた金額以内ということになります。

(2) 出納責任者の支出権限等

① 出納責任者による支出

選挙運動に関する支出は、原則として出納責任者でないとできません。

ただし、次の場合は、出納責任者でなくても支出することができます（法 187①）。

ア 立候補準備のために要した費用の支出

立候補前になされるものであり、まだ出納責任者が選任されていないからです。

イ 電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出

立候補届出がなされた後、出納責任者の承諾なしに第三者が自由に支出し得るものは、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動のために要する費用のみです。

ウ 出納責任者から文書による承諾を得た者がする支出

立候補届出後は、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出を除き、出納責任者以外の者は、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙

運動に関する一切の支出をすることはできません。

よって、候補者又は推薦届出者であっても、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙運動に関して支出をすることはできませんので、注意してください。

② 立候補準備に要した費用の精算

立候補準備のために要した支出のうち、候補者若しくは出納責任者となった者が支出したものの又はこれらの者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、就任後直ちに当該支出をした者について精算しなければなりません（法 187②）。

③ 領収書等の提出

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴さなければなりません。

ただし、天災事変のために交通が途絶したり、相手が死亡したり、電車、バス等の切符の購入の場合等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴しなくとも構いません（法 188①）。

また、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、領収書等を直ちに出納責任者に送付しなければなりません（法 188②）。

④ 支出簿の記載

出納責任者は、選挙運動に関する全ての支出について、会計帳簿の支出簿に支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日を記載しなければなりません（法 185①）。

(3) 選挙運動費用に算入されないもの

① 次のものは、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません（法 197）。

したがって、これについて出納責任者は、収支報告をする必要はありません。

ア 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はそれらの者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

キ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

② 供託金は、選挙運動費用に算入されません。

③ 選挙運動費用には、候補者等の日常生活費は含まれません。例えば、候補者が自己の平

素居住する家屋を選挙事務所にあてているときは、その家屋の時価による借上料を支出の中に計上する必要はありませんし、飲食費についても、候補者の日常普通の飲食費は選挙運動費用には入りません。

- ④ 選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に要した支出は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

ただし、選挙運動用自動車の使用に要した支出は、選挙運動に関する支出ではないものとされているので、公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費用に算入する必要はありません。

(4) 選挙運動に関する支出の科目と費目

① 支出の科目

選挙運動に関する支出は、会計帳簿の支出簿への記載にあたっては、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目を設けて（又は各々分冊して）記載しなければなりません。

また、選挙運動費用収支報告書では、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」との区別を明記しなければなりません。

② 支出の費目

上記の各科目には、次の費目を設けて、費目ごとに会計帳簿の支出簿に記載しなければなりません。

また、選挙運動費用収支報告書では、費目ごとに整理して記載しなければなりません。

ア 人件費…… 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬です。なお、選挙運動員等に支払われる実費弁償は、エの交通費、クの食糧費等となります。

イ 家屋費

a 選挙事務所費… 主として、事務所自体の借上料及び机等備品の借上料です。事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれます。

b 集合会場費…… 主として個人演説会場の借上料です。この中にも机等備品の借上料が含まれます。

ウ 通信費…… 事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書及び封書）等に要する費用です。

エ 交通費…… 選挙運動員及び労務者の電車、バス等の利用に要した費用の実費弁償等です。

オ 印刷費…… 選挙運動用ポスター、葉書、ビラ等の印刷費が主なものです。

カ 広告費…… 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

キ 文具費…… 紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

ク 食糧費…… 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、選挙運動員及び労務者に提供する法上許された範囲内の数量の弁当の費用等

です。

ケ 休泊費…… 休憩及び宿泊に要した費用です。

コ 雑 費…… その他光熱水費等です。

4 実費弁償及び報酬の支給に係る制限

実費弁償及び報酬については、選挙運動費用を膨大ならしめないために、その支給について制限が設けられています。この制限に違反して支給すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになりますので、十分注意してください（法 197 の 2、令 129、事務執行規程 94）。

(1) 実費弁償の支給に係る制限

① 実費弁償とは

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが認められていますが、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されなければなりません。

したがって、例えば、鉄道の場合で、普通車両に乗車したのにグリーン料金を支給したり、800 円の食事をした場合に 1,000 円を支給するのは、違反になります。

なお、これらの者に対する実費弁償の制限は、候補者届出政党に係るものについては適用されないので、社会通念上妥当と考えられる額の実費弁償については、全て支給することが認められます。

② 選挙運動従事者の実費弁償の額

選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の範囲内であればなりません。

鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料	1 夜につき 12,000 円（食事料 2 食分を含む。）
弁当料	1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
茶菓料	1 日につき 500 円

③ 労務者の実費弁償の額

選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の範囲内であればなりません。

鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料	1 夜につき 10,000 円（食事料を除く。）

上記②の選挙運動に従事する者に対しては弁当料及び茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給できず、また、選挙運動に従事する者に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対して、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができませんので、注意してください。

なお、「選挙運動のために使用する労務者」とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）を行う者で、生活の糧を得るために候補者との間で雇用契約を締結し、当該契約関係に基づき、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者のことをいいます。

(2) 報酬の支給に係る制限

① 報酬の額

報酬は、「選挙運動のために使用する労務者」並びに選挙運動に従事する者のうち「選挙運動のために使用する事務員」、「専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」、「専ら手話通訳のために使用する者」及び「専ら要約筆記のために使用する者」に限り、次の金額の範囲内で支給することができます。

なお、これらの者に対する報酬の制限は、候補者届出政党に係るものについては、選挙運動のために使用する労務者にあつては適用されず、それ以外の者にあつては同様の金額の範囲内とされています。

選挙運動のために使用する労務者 1 人 に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000 円
	超過勤務手当	1 日につき基本日額の 5 割
選挙運動のために使用する事務員 1 人 に対し支給することができる報酬の額	1 日につき 10,000 円 超過勤務手当は支給できない。	
専ら選挙運動のために使用される自動車 又は船舶の上における選挙運動のため に使用する者 1 人に対し支給するこ とができる報酬の額	1 日につき 15,000 円 超過勤務手当は支給できない。	
専ら手話通訳のために使用する者 1 人 に対し支給することができる報酬の額		
専ら要約筆記のために使用する者 1 人 に対し支給することができる報酬の額		

② 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者をいうものであり、総括主宰者、出納責任者等のように選挙運動の枢機に参画するような者は含まれません。

③ 「専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者です。

④ 「専ら手話通訳のために使用する者」とは、選挙運動に従事する者のうち手話通訳を行うことを本務として雇用された者です。

⑤ 「専ら要約筆記のために使用する者」とは、選挙運動に従事する者のうち要約筆記を行うことを本務として雇用された者です。

⑥ 上記②から⑤に掲げる者に対する報酬の支給は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間1日50人以内で、あらかじめ県委員会に届け出た者に限られます。

この場合、総数250人以内に限り、異なる者を届け出ることができます。この届出書（報酬の支給を受けることができる者の届出書）の記載例は、83頁に掲載していますので参考にしてください。

なお、「選挙運動のために使用する労務者」については、届出の必要はありません。また、候補者届出政党について、この届出書（報酬の支給を受けることができる者の届出書）の提出は必要ありません。

5 選挙運動費用収支報告書

(1) 報告書の提出と公表

① 報告書の提出

出納責任者は、選挙運動費用収支報告書を、次に掲げる期限までに、県委員会に提出しなければなりません（法189①）。

ア 選挙期日の公示日前まで、選挙期日の公示日から選挙期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを合わせて精算し、選挙期日から15日以内に

イ アの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、当該寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に

② 報告書の用紙

報告書の用紙は、県委員会が交付した様式を使用するか、又はこれに準じて作成し、1部提出してください。

③ 報告書の提出を怠った場合等

報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした場合は処罰されますので、注意してください（法246）。

④ 要旨の公表及び報告書の閲覧等

報告書を受理したときは、県委員会は、報告書の要旨を公表します（法192①）。

また、この報告書は、受理した日から3年間保存され、この間だれでも閲覧することができます（法192③④）。

(2) 報告書の記載要領

報告書は、会計帳簿の収入簿及び支出簿に従って、収入の部と支出の部に分けて記載します。

① 収入の部

- 1) 1 件 10,000 円を超えるものについては各件ごとに記載し、1 件 10,000 円以下のものについては、寄附金又はその他の収入の種別ごとに各収入日における合計額を 1 つの欄に記載してください。

また、1 件 10,000 円を超える収入については、寄附の場合には寄附をした者の住所、氏名及び職業を記載し、その他の収入の場合には「備考」欄に「自己資金」、「借入金」等のように記載してください。

なお、寄附については、1 件 10,000 円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。

- 2) 「種別」欄には、寄附金又はその他の収入の区別を記載してください。
- 3) 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄に、その員数、金額見積の根拠等を記載してください。
- 4) 表末の「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載してください。

② 支出の部

- 1) 「区分」欄には、「立候補準備」のために支出した費用又は「選挙運動」のために支出した費用との区別を記載してください。
- 2) 次の費目ごとに区分して記載してください。
(ア)人件費、(イ)家屋費（a 選挙事務所費、b 集合会場費）、(ウ)通信費、(エ)交通費、(オ)印刷費、(カ)広告費、(キ)文具費、(ク)食糧費、(ケ)休泊費、(コ)雑費
- 3) 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に、その員数、金額見積の根拠等を記載してください。
- 4) 「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人夫賃等）、員数等を記載してください。
- 5) 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。）を記載してください。ただし、各項目において 2 以上の契約がある場合には、契約ごとに段を分けて記載してください。

③ その他

- 1) 精算届出後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」とともに、前回報告した金額を合算して総額の欄に記載してください。
- 2) 報告書の記載例を 91 頁から 92 頁に掲載していますので、参考にしてください。

(3) 添付書類

- ① 選挙運動費用収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっています（法 189③）が、これは配付しました収支報告書の様式の末尾にありますので、出納責任者の住所を記載し、記名押印、署名又は記名の上本人確認書類の提示等を行ってください。
- ② 報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。
- ③ 領収書その他支出を証すべき書面を徴し難い事情のあったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を提出してください。明細書の「区分」欄には、「立候補準備」のために要した費用又は「選挙運動」のために支出した費用の区別を、また、「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人夫賃等）、員数等を記載してください。
記載例は、93 頁に掲載しています。
- ④ 金融機関への振込みにより相手方から領収書を徴することができなかったときは、「振込明細書に係る支出目的書」に記載のうえ、振込明細書の写しを添えて提出してください。
また、本様式は、支出の目的ごとに別葉と（1 枚ずつ作成）する必要がありますので、注意してください。記載例は、94 頁に掲載しています。
なお、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができます（規則 23③）。
したがって、このような場合には、「振込明細書に係る支出目的書」の添付は不要となります。

6 選挙公営に係る収入・支出の記載一覧

選挙公営の項目	収入の部の記載	支出の部の記載
選挙運動用通常葉書の交付	記載不要	
選挙運動用通常葉書の作成費	記載 「参考」欄に公費負担相当額を記載してください。	記載 ① 公費負担分と自己負担分がある場合は、「公費負担分〇〇円、自己負担分〇〇円」と内訳を記載し、自己負担分の領収書写しを添付してください。 ② 「支出のうち公費負担相当額」欄に公費負担分を記載してください。各項目において、2 以上の契約がある場合には契約ごとに段を分けて記載してください。
選挙運動用ポスターの作成費		
選挙運動用ビラの作成費		
選挙事務所の立札・看板の作成費		
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成費		
個人演説会場の立札・看板の作成費		
個人演説会の公営施設使用料	記載不要	同一の公営施設を 2 回以上使用して個人演説会を開催したときは、2 回目以降は有料となりますので、支払った金額を記載し、領収書の写しを添付してください。
新聞広告	記載不要	
経歴放送		
特殊乗車券等の無料交付		
選挙運動用自動車の使用料・運転手報酬・燃料費	記載不要 選挙運動に関する支出とはみなされないため、選挙公営の適用の有無に関わらず記載する必要はありません。	

7 寄附金に係る課税上の優遇措置

衆議員議員総選挙の候補者として立候補届出をした者に対して個人が行う選挙運動に関する寄附については、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の定めるところにより、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 1 項に規定する特定寄附金とみなされ課税上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。

この優遇措置を受けるためには、選挙運動費用収支報告書に、寄附の内訳として寄附をした

者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載して報告するとともに、「寄附金控除のための書類」を作成し、県委員会の確認を受けたうえで、当該寄附をした者に確認を受けた書類を交付して、当該寄附をした者が確定申告の際に当該書類を税務署に提出する必要があります。

なお、この優遇措置の詳細については、税務署に御確認ください。

また、「寄附金控除のための書類」の記載例を95頁に掲載していますので、参考にしてください。

第5 選挙犯罪と連座制

1 選挙犯罪

選挙に関する犯罪のうち、主なものを列举すると次のとおりです。

① 買収罪

- ア 利益供与、職務供与又は供応接待の罪（法 221①Ⅰ）
- イ 利害関係誘導の罪（法 221①Ⅱ）
- ウ 事後の報酬供与罪（法 221①Ⅲ）
- エ 利益の收受又は要求罪（法 221①Ⅳ）
- オ 買収のための金銭物品授受の罪（法 221①Ⅴ）
- カ 買収の周旋又は勧誘罪（法 221①Ⅵ）
- キ 多数人買収及び多数人利害誘導罪（法 222①）
- ク 常習的買収罪（法 222②）
- ケ 立候補辞退等の買収罪（法 223①Ⅰ）
- コ 立候補辞退等に対する事後の報酬供与罪（法 223①Ⅱ）
- サ 立候補辞退等のための利益收受又は要求罪（法 223①Ⅲ）
- シ 立候補辞退等のための買収、事後の報酬供与等の周旋勧誘罪（法 223①Ⅳ）

② 新聞紙、雑誌の不法利用罪（法 223 の 2）

③ おとり罪（法 224 の 2）

④ 選挙の自由妨害罪等（法 225～230）

⑤ 虚偽事項公表罪（法 235）

⑥ 政見放送又は選挙公報の不法利用罪（法 235 の 3）

⑦ 氏名等虚偽表示罪（法 235 の 5）

⑧ 詐偽投票罪（法 237①②）

⑨ その他の罪

投票に関する不正の罪、詐偽登録罪、文書図画の制限違反罪、立会人の義務懈怠罪、選挙運動費用の届出義務違反の罪等があります。

2 候補者自身の違反行為による当選無効

当選人が選挙犯罪を犯し刑に処せられたときは、その当選は無効となります。ただし、次の罪は除かれます（法 251）。

- ① あいさつを目的とする有料広告の制限違反（法 235 の 6）
- ② 選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反（法 236 の 2）
- ③ 選挙期日後のあいさつ行為の制限違反（法 245）
- ④ 選挙運動に関する収入及び支出の規制違反（法 246Ⅱ～Ⅸ）
- ⑤ 寄附の制限違反（法 248）
- ⑥ 公職の候補者等の寄附の制限違反（法 249 の 2③～⑤⑦）
- ⑦ 公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反（法 249 の 3）
- ⑧ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反（法 249 の 4）

- ⑨ 後援団体に関する寄附等の制限違反（法 249 の 5①③）
- ⑩ 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反（法 252 の 3）
- ⑪ 選挙人等の偽証罪（法 253）

3 連座制

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者又は組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、選挙の当選が無効となるとともに立候補制限が科せられます（法 251 の 2 、 251 の 3）。

- ① 総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者の選挙犯罪によって、候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者が買収罪等により刑に処せられた場合（罰金刑を含み、執行猶予を含む。）又は出納責任者が選挙費用の法定額違反の罪を犯し刑に処せられた場合（罰金刑を含み、執行猶予を含む。）には、候補者であった者の当選が無効となるとともに、5 年間の立候補制限が科せられます。

ただし、これがいわゆるおとり又は寝返りによる場合には、立候補制限の制裁は科せられません。

- ② 候補者や立候補予定者の親族又は秘書の選挙犯罪によって、候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

候補者や立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）又は秘書で、候補者や立候補予定者、総括主宰者若しくは地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした者が、買収罪等により禁錮以上の刑に処せられたとき（執行猶予を含む。）は、その候補者であった者の当選が無効となるとともに、5 年間の立候補制限が科せられます。

ただし、これがいわゆるおとり又は寝返りによる場合には、立候補制限の制裁は科せられません。

- ③ 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪によって、候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

組織的選挙運動管理者等が、買収罪等により禁錮以上の刑に処せられたとき（執行猶予を含む。）は、その候補者であった者の当選が無効となるとともに、5 年間の立候補制限が科せられます。

ただし、これがいわゆるおとり、寝返りによる場合又は候補者等が組織的選挙運動管理者等が買収等を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかったときは、適用されません。

なお、組織的選挙運動管理者等とは、「候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他選挙運動の管理を行う者」と定義されています。

各種届出書等の記載例

※ 記載例のため、実際の様式とは様式等が異なる場合があります。

1	立候補届出	
(1)	政党届出関係	
①	候補者届出書（政党届出）	66
②	候補者届出要件該当確認書	
ア	候補者届出要件該当確認書（一号要件）	67
	承諾書	68
	宣誓書	69
イ	候補者届出要件該当確認書（二号要件）	70
③	候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書	71
④	候補者となることの同意書	72
⑤	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	73
⑥	候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書	74
⑦	通称認定申請書	75
⑧	通称認定申請の候補者の承諾書	76
(2)	本人届出又は推薦届出関係	
①	候補者届出書（本人届出）	77
②	候補者届出書（推薦届出）	78
③	通称認定申請書	79
2	選挙事務所設置届出書（政党用）	80
3	選挙事務所設置届出書（候補者用）	81
4	出納責任者選任届出書	82
5	報酬の支給を受けることができる者の届出書	83
6	選挙公報掲載申請書	84
7	個人演説会開催申出書	85
8	政党演説会開催申出書	86
9	開票立会人となるべき者の届出書（政党届出用）	87
10	開票立会人となるべき者の届出書（本人届出用）	88
11	会計帳簿	
(1)	（収入簿）例	89
(2)	（支出簿）例	90
12	選挙運動費用収支報告書	91
13	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	93
14	振込明細書に係る支出目的書	94
15	寄附金（税額）控除のための書類	95

【候補者届出書（政党届出） 記載例】

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に 関する事項		名 (ふりがな) めいすいとう 明 推 党		本部の所在地 (〒100-0000) 東京都千代田区二丁目一番二号 (電話 03-5555-3333)		代表者の氏名 日 本 明 夫		一のウェブサイト http://www.00.00.jp/ ト等のアドレス		候補者に関する事項		氏名 (ふりがな) み え けん 太 三 重 健 太		本籍 三重県津市栄町一丁目九五四番地		住所 三重県津市広明町十三番地		生年月日 昭和三十八年 四 月 十五 日 (満 六十一 歳)		職業 食品販売会社役員		一のウェブサイト http://www.00.00.jp/ ト等のアドレス		選挙 令和六年 〇 月 〇 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (三重県第〇区)		同時に 行われる 衆議院 比例代表 選出議員 の選挙に おける 衆議院 名簿登載者 又は衆議院 名簿登載者 として する者		該当	
添付書類		一 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 二 候補者届出要件該当確認書 三 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書 四 候補者となることの同意書 五 候補者となることができないう者でない旨の宣誓書 六 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 七 候補者の戸籍の謄本又は抄本 八		備考		公職選挙法第八十六条第五項ただし書の規定により、添付書類一（及び二）を省略。		職		一のウェブサイト http://www.00.00.jp/ ト等のアドレス		選挙 令和六年 〇 月 〇 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (三重県第〇区)		同時に 行われる 衆議院 比例代表 選出議員 の選挙に おける 衆議院 名簿登載者 又は衆議院 名簿登載者 として する者		該当													

右のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者

三重県第〇区衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙長
〇 〇 〇 宛て

東京都推
日本都推
明代党
田区二丁目一番二号
〇
合）は本人確認書
※署名又は押印
を行わない場合
（記名のみの場
類等が必要。

候補者届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、左記のとおり五人以上有しており、公職選挙法第八十六条第一項第一号に該当するものであります。

令和 六年 ○ 月 ○ 日

政党その他の政治団体の名称 明 推 党
本部の所在地 東京都千代田区三丁目一番三号
代 表 者 日 本 明 夫
記

氏 名	衆議院議員又は参議院議員の別	選 挙 区	選挙執行年月日	備 考
鈴木 宏	衆議院議員	三重県第一区	令和三年十月三十一日	前議員
伊藤 俊行	衆議院議員	愛知県第二区	令和三年十月三十一日	前議員
田中 花子	衆議院議員	東京都第五区	令和三年十月三十一日	前議員
佐藤 純夫	参議院議員	愛知県	令和四年七月十日	
加藤 元子	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	

備考
一 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。
二 令第八十八条の二第一項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載しなければならない。
三 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載することについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類一）及び令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類二）を添付しなければならない。

承 諾 書

令和六年〇月〇日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において、
明 推 党 に所属する衆議院議員（**参議院議員**）
として候補者届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和 六 年 〇 月 〇 日

衆議院議員（**参議院議員**）

選 挙 区 （ 三 重 県 第 一 区 ）
氏 名 鈴 木 宏

政党その他の政治団体の名称 **明 推 党**

代表者 **日 本 明 夫** 様

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載しなければならない。

宣 誓 書

令和六年〇月〇日に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において、公職選挙法施行令第八十八条の二第二項又は第三項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党（政治団体）に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和 六 年 〇 月 〇 日

政党その他の政治団体の名称 明 推 党

本部の所在地 東京都千代田区三丁目一番二号

代 表 者 日 本 明 夫

候補者届出要件該当確認書

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員

選挙における本政党

の得票総数は〇, 〇〇〇, 〇〇〇票であり、本政党（政治団体）は、公職選挙法

第八十六条第二項第二号に該当するものであります。

令和六年〇月〇日

政党その他の政治団体の名称
本部の所在地
代表者
明推党
東京都千代田区三丁目一番二号
日本明夫

(内訳)

[illegible]

衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における公職の候補者の得票数の記載を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の氏名一欄には当該政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならない。

宣 誓 書

本政党（政治団体）は、令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和 六 年 〇 月 〇 日

政党その他の政治団体の名称 明 推 党

本部の所在地 東京都千代田区二丁目一番二号

代 表 者 日 本 明 夫

候補者となることの同意書

令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において、
明 推 党 の届出に係る候補者となることに同意します。

令和 六 年 〇 月 〇 日

住 所 三重県津市広明町十三番地

氏 名 三 重 健 太

政党その他の政治団体の名称 明 推 党

代表者 日 本 明 夫 様

宣 誓 書

私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において候補者となることができないものでないことを誓います。

令和 六 年 〇 月 〇 日

住 所 三重県津市広明町十三番地

氏 名 三 重 健 太

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区における候補者となるべき者の選定機関及び選定手続については、左記のとおりです。

令和 六年 〇月 〇日

政党その他の政治団体の名称 明推党
本部の所在地 東京都千代田区三丁目一番二号
代 表 者 日本明夫

三重県第〇区 衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙長 〇〇〇〇 宛て
記

候補者となるべき者の選定機関	候補者となるべき者の選定手続		
	名 称	構 成 員 の 数	構 成 員 の 選 出 方 法
	明推党候補者選定委員会	八 名	党代表委員会の選挙による
	明推党候補者選定委員会において決定する		

令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区における候補者となるべき者の選定が、右記の選定機関及び選定手続により、令和〇年〇月〇日に
明推党本部
において適正に行われたことを誓います。

令和 六年 〇月 〇日

政党その他の政治団体の名称 明推党
選定機関の名称 明推党候補者選定委員会
代 表 者 日本明夫

通称認定申請書

（ふりがな）	みえけんた
候補者氏名	三重健太
（ふりがな）	みえけんた
呼称	三重けんた

令和六年 ○月 ○日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第○区）において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 六年 ○月 ○日

政党その他の政治団体の名称 明推党

本部の所在地

東京都千代田区二丁目一番二号

代表者 日本明夫

三重県第○区衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙長 ○○○○宛て

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

承諾書

（ふりがな）	みえ	けんた
候補者氏名	三重	健太
（ふりがな）	みえ	けんた
呼称	三重	けんた

令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の三重県第〇区において、公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として申請することを承諾します。

令和六年〇月〇日

住所 三重県津市広明町十三番地
氏名 三重 健太

政党その他の政治団体の名称 明推党

代表者 日本明夫様

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

（ふりがな）		み え けん た		三 重 健 太		候補者氏名	
本 籍		三重県津市栄町一丁目九五四番地					
住 所		三重県津市広明町十三番地					
生年月日		昭和三十八年四月十五日（満六十一歳）					
職 業		食品販売会社役員					
一 の ウ ェ ブ サ イ ト 等 の ア ド レ ス		http://www.oo.oo.jp/					
選 挙		令和六年〇月〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第〇区）					
添付書類		一 候補者となることのできなない者でない旨の宣誓書 二 団体所属に関する文書 三 団体所属証明書 四 供託証明書 五 候補者の戸籍の謄本又は抄本					

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 六 年 〇 月 〇 日

三重県第〇区衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙長 〇 〇 〇 宛て

氏 名

三 重 健 太



※署名又は押印を行わな
い場合（記名のみの場合）
は本人確認書類等が必
要。

【候補者届出書（推薦届出）記載例】

眾議院小選舉區選出議員選舉候補者届出書（推薦届出）

（ふりがな）	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	職業	一のウェブサイトのアドレス	選挙	七六五四三二一	添付書類
みえけんた	三重健康太	三重県津市栄町一丁目九五四番地	三重県津市広明町十三番地	昭和三十八年四月十五日（満六十一歳）	食品販売会社役員	http://www.o.o.o.jp/	令和六年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第〇区）	候補者との関係ができません者でない旨の宣誓書	候補者との関係ができません者でない旨の宣誓書
		推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書
		推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書	推薦候補者の承諾書
男	性別	性							

右のとおり推薦届出をします。

令和 六 年 〇 月 〇 日

推薦届出者

三重県第○区衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙長 ○ ○ ○ ○ ○ 宛て

住所氏生年月日

三重県津市一身田上津部田一三四
津市 祐次
昭和三十一年十一月十九日
※署名
い場合

※署名又は押印を行わない場合（記名のみの場合）は本人確認書類等が必要。

通称認定申請書

（ふりがな）	みえけんた
候補者氏名	三重健太
（ふりがな）	みえけんた
呼称	三重けんた

令和六年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第〇区）において、公職選挙法施行令第八十八条第九項において準用する同条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 六年 〇 月 〇 日

住所 三重県津市広明町十三番地
氏名 三重 健太

三重県第〇区衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙長 〇 〇 〇 宛て

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならぬ。

選挙事務所設置~~（異動）~~届出書
印

令和 6 年 〇 月 〇 日

三 重 県



選挙管理委員会委員長 宛て

届出者 政党その他の政治団体の名称 明 推 党

本部の所在地 東京都千代田区2丁目1番2号

代表者 日 本 明 夫

※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確認書
類等が必要。次のように選挙事務所を設置~~（異動）~~したので届け出ます。
印

選 挙	令和 6 年 〇 月 〇 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第 〇 区)
設 置 者	明 推 党
選挙事務所所在地	三重県津市桜橋3丁目446番地の34 方（電話）123-456-7890
設置 （異動） 年月日	令和 6 年 〇 月 〇 日
備 考	

注意

- 1 選挙事務所を設置した場合又は選挙事務所に異動があった場合は、県選挙管理委員会及び設置し、又は異動した市町選挙管理委員会に届け出てください。
- 2 異動の届出の場合は、従前選挙事務所が設置されていた市町選挙管理委員会にも届け出てください。
- 3 「設置者」欄には、候補者届出政党の名称を記載してください。
- 4 異動の届出の場合は、「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載してください。
- 5 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所設置~~（異動）~~届出書

令和 6 年 〇 月 〇 日

三 重 県



選挙管理委員会委員長 宛て

届出者 住 所 三重県津市広明町13番地

氏 名 三 重 健 太



次のように選挙事務所を設置~~（異動）~~したので届け出ます。

※署名又は押印を行
わない場合（記名のみ
の場合）は本人確認書
類等が必要。

選 挙	令和6年 〇 月 〇 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第 〇 区)
設 置 者	三 重 健 太
選挙事務所所在地	三重県津市広明町13番地 方（電話）123-456-7890
設置 （異動） 年月日	令和 6 年 〇 月 〇 日
備 考	

注意

- 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合の届出には、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 選挙事務所を設置した場合又は選挙事務所に異動があった場合は、県選挙管理委員会及び設置し、又は異動した市町選挙管理委員会に届け出てください。
- 異動の届出の場合は、従前選挙事務所が設置されていた市町選挙管理委員会にも届け出てください。
- 「設置者」欄には、設置者が候補者である場合においては当該候補者の氏名を、設置者が推薦届出者である場合においては当該推薦届出者の氏名及び候補者の氏名を記載してください。
- 異動の届出の場合は、「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載してください。
- 候補者又はその推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又はその推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

出納責任者選任

(異動)

届出書

(出納責任者職務代行)

令和 6 年 〇 月 〇 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

届出者 住 所 三重県津市広明町13番地

氏 名 三 重 健 太

公職選挙法第 180 条の規定により次のとおり届け出ます。

※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確
認書類等が必要。

候 補 者 氏 名		三 重 健 太	立候補届出 年 月 日	令和6年 〇月 〇日
出 納 責 任 者	氏 名	吉田山 正 明	生 年 月 日	昭和42年2月1日
	住 所	三重県津市栄町891番地		
	職 業	団体役員	選任年月日	令和6年 〇月 〇日
備 考				

- 備考
- 候補者届出政党が届出をする場合は、届出者の欄には、候補者届出政党の名称、所在地及び代表者の氏名を、その他の場合は届出者の住所及び氏名を記載すること。
 - 「第 〇 条」の欄に選任届は「180」、異動届は「182」、職務代行届は「183」と記入すること。
 - 候補者自身が出納責任者となったときも各欄に記入すること。
 - 候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者の選任者であるときは、選任について候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証する文書を添付すること。
 - 異動届の場合
 - 「備考」欄に前任者の氏名、住所及び選任年月日を記入すること。
 - 解任又は辞任による届出には、解任又は辞任を証する文書（解任書の写し等）を、候補者届出政党又は推薦届出者が解任したときは、解任について候補者の承諾を得たことを証する文書を併せて添付すること。
 - 出納責任者職務代行者の届出の場合は、「備考」欄に事故又は欠けた出納責任者の氏名（出納責任者を選任した推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、併せてその氏名）並びに事故又は欠けたことの事実及び職務代行を始めた年月日を記入すること。
職務代行者が職務代行をやめたときは、その理由及び職務代行をやめた年月日を記入すること。
 - 出納責任者の選任者（選任者が候補者届出政党である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）又は出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

報酬の支給を受けることができる者の届出書

公職選挙法第 197 条の 2 第 2 項の規定により報酬を支給する者を次のとおり
届け出ます。

令和 6 年 〇 月 〇 日

衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第 〇 区）

候補者 三 重 健 太 印

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

※署名又は押印を行わな
い場合（記名の場合）
は本人確認書類等が必要。

記

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
伊勢 公子	三重県伊勢市勢田町 628-2	24	女	車上運動員	令和6年〇月〇日 ~〇月〇日	
熊野 正子	三重県熊野市井戸町 371	25	女	車上運動員	令和6年〇月〇日 ~〇月〇日	
伊賀 政夫	三重県伊賀市四十九町 2802	28	男	手話通訳者	令和6年〇月〇日 ~〇月〇日	
志摩 治	三重県志摩市阿児町鵜方 3098-9	46	男	事務員	令和6年〇月〇日 ~〇月〇日	

選挙公報掲載申請書

令和 6 年 〇 月 〇 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第 〇 区）

候補者 三 重 健 太



※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確
認書類等が必要。

公職選挙法第 168 条第 1 項の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、
次のとおり申請します。

記

1 掲 載 文 別 添 の と お り

2 連 絡 場 所 三重県松阪市高町 1 3 8

（ 電 話 ） 123-456-7890

3 事務担当者氏名 松阪 甲太

（注） 選挙公報掲載用の写真を添付してください。

写真は、候補者自身のもので、選挙期日前 1 年以内に撮影した無帽、上半身及び白黒の名刺形とします（写真を紙により提出する場合は、縦 9 センチメートル、横 6.5 センチメートル（ただし、枠取りしてある場合は枠内の規格）。電子データにより提出する場合は、縦：横＝18：13）。写真の裏面（電子データにより提出する場合はファイル名）には、候補者の氏名、候補者届出政党の名称（所属党派）及び撮影年月日を記載又は記録してください。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会開催申出書

令和 6 年 〇 月 〇 日

〇 〇 市

選挙管理委員会委員長 宛て



衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第 〇 区）

候補者 三 重 健 太



（電 話）123-456-7890

※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確
認書類等が必要。

次のとおり、個人演説会を開催したいから申し出ます。

記

1 使用する施設 明るい選挙公会堂

2 開催する日時

令和 6 年 〇 月 〇 日（ 〇 ）

13 時 30 分 から

15 時 00 分 まで

備考 候補者本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

政党演説会開催申出書

令和 6 年 〇 月 〇 日

〇 〇 市
選挙管理委員会委員長 宛て
印

候補者届出政党名 明 推 党

代表者 日 本 明 夫

(電 話) 12-3456-7890



※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確
認書類等が必要。

次のとおり、政党演説会を開催したいから申し出ます。

記

1 使用する施設 白バラ会館

2 開催する日時

令和 6 年 〇 月 〇 日 (〇)

13 時 30 分 から

15 時 00 分 まで

備考 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その
代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置があ
る場合はこの限りではありません。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 氏名 生年月日 選挙 立会いすべき開票区

鈴鹿市西条五丁目一七番地 鈴木 晴奈 昭和四十三年十二月七日 令和六年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第〇区）

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 六年 〇月 〇日

政党その他の政治団体の名称 代表者 日 明 推 党 明 夫

〇 〇 〇 市 選挙管理委員会 委員長

宛て

※署名又は記名押印を行わない場合は本人確認書類等が必要。

（注）開票立会人となるべき者の承諾書を必ず添付してください。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 桑名市中央町五丁目七十一
氏名 桑名 渡
生年月日 昭和 四十五年 十一月 五日
選挙 令和六年 〇月 〇日 執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第 〇 区）
立会いすべき開票区 〇〇〇市 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 六 年 〇 月 〇 日

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者（党派 無 所属）

氏 名 三 重 健 太 印

〇 〇 〇 市 選挙管理委員会
委員長 宛て

（注）開票立会人となるべき者の承諾書を必ず添付してください。

※署名又は押印を行わない場合（記名のみの場合）は本人確認書類等が必要。

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

会計帳簿（収入簿） 例

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
〇月〇日	円 1,500,000	その他 の収入					自己資金
〇月〇日	1,000,000	その他 の収入					借入金
〇月〇日	100,000	寄附	三重県津市本丸町 1番地	藤堂 高雄	建設会社 社長		
〇月〇日	300,000	寄附	三重県津市中央町 1番1号	明推党 三重県本部	政党		
〇月〇日	500,000	寄附	三重県津市葉所町 3丁目14	三重けんた 後援会	政治団体		
〇月〇日	70,000	寄附	三重県四日市市 緑町3番1号	高橋 公子	商業	事務所無償借上 50㎡1室 28日間	
〇月〇日	50,000	寄附	三重県鈴鹿市 黒子町5番地13	河合 久	学習塾経 営	労務無償提供 〇月〇日～〇日 5日間	

.....

合計	3,520,000						

会計帳簿（支出簿） 例

1 立候補の準備のために支出した費用

月 日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出を した者 の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業			
〇月〇日	円	円 70,000	円 70,000	事務所 借料	三重県四日市市 緑町3番1号	高橋公子	商業	事務所無償借上 50㎡1室 28日間	候補者	
}										
(a) 選挙事 務所費計	45,000	70,000	115,000							
(家屋費計)	45,000	70,000	115,000							
〇月〇日	2,000		2,000	電車賃	三重県桑名市 六花町6番9号	本田忠治	農業		候補者	
}										
(交通費計)	38,000		38,000							
〇月〇日	7,500		7,500	事務用 品	三重県四日市市 日長町5番地	万古文具	文具店		出納責 任者	
(文具費計)	7,500		7,500							
合 計	369,000	70,000	439,000							

2 選挙運動のために支出した費用

月 日	金額又は見積額			支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出を した者 の別	備考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業			
〇月〇日	円	円 50,000	円 50,000	人件費	三重県鈴鹿市 黒子町5番地13	河合 久	学習塾 経営	労務無償提供 5日間	出納責 任者	〇月〇日 ～〇日
}										
(人件費 計)	360,000	80,000	440,000							
〇月〇日	9,000		9,000	切手代	三重県鈴鹿市 神宮町19-1	選管郵便 局			出納責 任者	
}										
(通信費計)	25,000		25,000							
〇月〇日		500,000	500,000	ポスタ ー印刷	三重県津市 養正町19番地	唐銭印刷			候補者	公費負担
}										
(印刷費計)	335,000	615,000	950,000							
合 計	2,656,000	850,000	3,506,000							

選挙運動費用収支報告書

収入の部、支出の部の最も早い日、遅い日となっているか

1 令和6年〇月〇日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第〇区）

2 公職の候補者 住所 三重県津市広明町13番地

氏名 三重 健太

3 〇月 〇日 から
〇月 〇日 まで (第 1 回分)

その他の収入の場合、記載不要

その他の収入の場合、備考欄に記入

4 収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
〇月〇日	円 1,500,000	その他の収入					自己資金
〇月〇日	1,000,000	その他の収入					借入金
〇月〇日	100,000	寄附	三重県津市本丸町1番地	藤堂 高雄	建設会社社長		
〇月〇日	300,000	寄附	三重県津市中央町1番1号	明推党三重県本部	政党		
〇月〇日	500,000	寄附	三重県津市葉所町3丁目14	三重けんた後援会	政治団体		
〇月〇日	40,000	寄附					4件
〇月〇日	70,000	寄附	三重県四日市市緑町3番1号	高橋 公子	商業	事務所無償借上 50㎡1室28日間	
〇月〇日	50,000	寄附	三重県鈴鹿市黒子町5番地13	河合 久	学習塾経営	無償労務提供 〇月〇日～〇月〇日間	
Σ							
計	寄 附	1,060,000	個人の場合は職業、政党、政治団体の場合はそれぞれを記入			金銭以外の寄附の場合は必ず記入	
	その他の収入	2,500,000					
	計	3,560,000					まとめる場合は件数を記入
前回計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄 附	1,060,000					
	その他の収入	2,500,000					
	総 計	3,560,000					

参 考

選挙運動用通常葉書作成（175,000円）、ビラ作成（350,000円）、ポスター作成（500,000円）、選挙事務所看板作成（150,000円）、選挙運動用自動車等看板作成（200,000円）、個人演説会の立札及び看板の作成（150,000円）については公費負担を受けています。

5 支出の部

月 日	金額又は 見積額	区分	支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
〇月〇日	50,000円	選挙 運動	人件費	三重県鈴鹿市 黒子町5番地13	河合 久	学 習 塾 経営	労務無償提供 5日間	〇月〇日～ 〇日
〃								
(人件費計)	440,000							
〇月〇日	70,000	立候補 準備	事務所 借料	三重県四日市市 緑町3番1号	高橋 公子	商業	事務所無償借上 50㎡1室28日間	
〃								
(1)選挙事 務所費計	115,000							
(家屋費計)	115,000							
〇月〇日	9,000	選挙 運動	切手代	三重県鈴鹿市 神部町19-1	選管郵便局			
〃								
(通信費計)	25,000							
〇月〇日	500,000	選挙 運動	ポスタ ー印刷	三重県津市 養正町19番地	唐銭印刷			公費負担 500,000円
〃								
(印刷費計)	950,000							
〃								
計	立候補の準備 のための支出	439,000						
	選挙運動 のための支出	3,506,000						
	計	3,945,000						
前回 計	立候補の準備 のための支出							
	選挙運動 のための支出							
	計							
総 額	立候補の準備 のための支出	439,000						
	選挙運動 のための支出	3,506,000						
	総 計	3,945,000						
支出のうち 公費負担相 当額	項目			単価(A)	枚数(B)		金額 ((A) × (B) = (C))	
	選挙運動用通常集書の作成			5 円	35,000 枚		175,000 円	
	ビラの作成			5 円	70,000 枚		350,000 円	
	ポスターの作成			500 円	1,000 枚		500,000 円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			50,000 円	3 枚		150,000 円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			50,000 円	4 枚		200,000 円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			30,000 円	5 枚		150,000 円	
計							1,525,000 円	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 〇 月 〇 日

出納責任者 住 所 三重県津市栄町891番地
氏 名 吉田山 正 明 印

※署名又は押印を行
わない場合（記名の
みの場合）は本人確
認書類等が必要。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○年○月○日	円 50,000	選挙運動	人件費	労務の無償提供のため
○年○月○日	70,000	立候補準備	事務所借料	事務所無償借上のため
○年○月○日	500,000	選挙運動	ポスター印刷	公費負担のため

「選挙運動」または「立候補準備」と記入

収支報告書の「支出の目的」と同じ内容を記載

具体的に記入

1 令和6年 ○ 月 ○ 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第 ○ 区）

2 公職の候補者 氏 名 三 重 健 太

3 出納責任者 氏 名 吉田山 正 明

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
家屋費 (a) 選挙事務所費	事務所借料

収支報告書の「費目」を記載

収支報告書の「支出の目的」と同じ内容を記載

令和6年 ○ 月 ○ 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第 ○ 区)

公職の候補者 氏 名 三 重 健 太

出納責任者 氏 名 吉田山 正 明

(備考)

- 1 「支出の費目」の欄は、「人件費」、「家屋費 (a) 選挙事務所費 (b) 集合会場費」等の区分について記入してください。
- 2 「支出の目的」欄は、「謝金」「人夫賃」等の区分により記載してください。
- 3 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

なお、金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、当該振込明細書の写しをもって、この書面に代えることができます。

寄附金(税額)控除のための書類

(確認欄)

確認
年月日
三重県選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	藤堂 高雄						
住所	三重県津市本丸町 1 番地						
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十 円
		¥	1	0	0	0	0 0
寄 附 年 月 日	令和 6 年 〇 月 〇 日						

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔 いずれか該当するもの の番号を○で表示 〕	政党又は政治資金団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号 〕 1	左記以外の特定の政治団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号 〕 2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔 同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。 〕	(1) その団体が推薦し又は 支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	 選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	三重 健太
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	衆議院小選挙区選出議員 選挙 令和 6 年 〇 月 〇 日
住 所	三重県津市広明町 1 3 番地	

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円